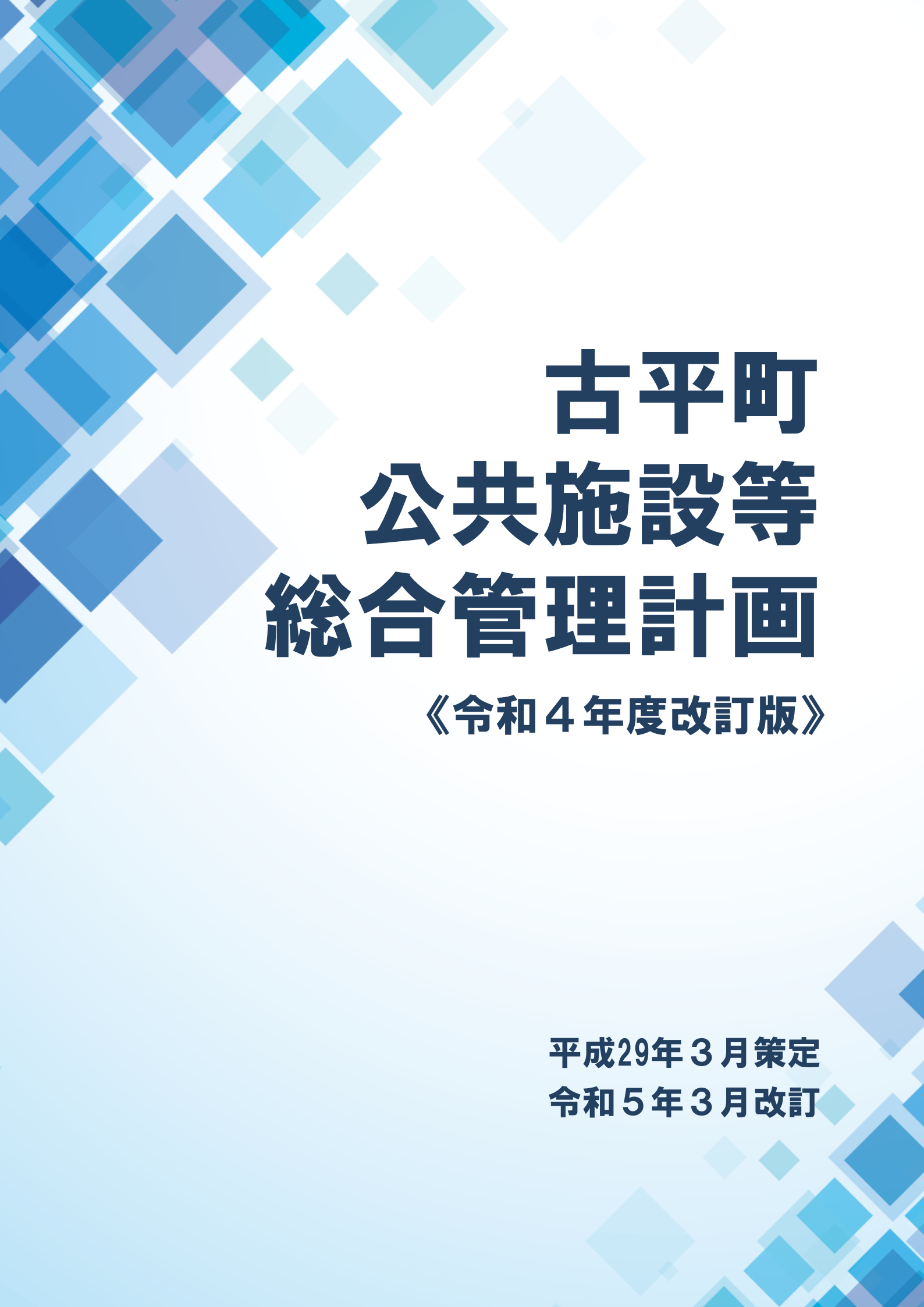




古平町 公共施設等 総合管理計画

《令和4年度改訂版》

平成29年3月策定
令和5年3月改訂

古平町 公共施設等総合管理計画 目次

I 基本方針	1
第1章 計画の概要	3
1. 計画の背景と目的	3
2. 計画の位置づけ	4
3. 計画の期間	4
4. 対象施設	5
第2章 公共施設等の現況と将来の見通し	6
1. 公共施設等の現況	6
2. 人口の現況と将来の見通し	15
3. 財政の現況	16
4. 公共施設等の修繕・更新等に係る将来の費用の見通し	19
5. 公共施設等の一体的なマネジメントに関する課題	27
第3章 公共施設マネジメント基本方針	28
1. 公共施設等のマネジメントに関する基本的な考え方	28
2. 基本方針	28
3. 公共施設等の適正な管理のあり方	29
第4章 推進方策	32
1. 推進体制	32
2. PDCAサイクルの推進方針	32
3. 地方公会計制度の活用	33
II 施設類型別基本方針	35
第1章 公共施設のマネジメント方針	37
1. 町民文化系施設	37
2. 社会教育系施設	38
3. スポーツ・レクリエーション系施設	39
4. 産業系施設	41
5. 学校教育系施設	42
6. 子育て支援施設	43
7. 保健・福祉施設	44
8. 医療施設	45

9. 行政系施設.....	46
10. 公営住宅	48
11. 公園.....	49
12. 供給処理施設.....	50
13. その他公共施設.....	51
第2章 インフラのマネジメント方針	53
1. 道路	53
2. 橋りょう.....	53
3. 簡易水道施設.....	54
4. 下水道施設.....	55

I 基本方針

第1章 計画の概要

1. 計画の背景と目的

我が国においては、高度経済成長期から人口増加と社会変化により、公共施設や道路、橋りょう等のインフラの整備が進められてきました。当時から建設された公共施設等の建築年数が30年以上経過し、耐用年数が切れ、この先、大規模改修や修繕、建て替えが必要となってきました。

国全体の財政規模が抑制されている中、社会保障関係費用の増加に伴い、公共施設の整備や維持保全に投ずることができる財源は限られてくることが予想され、保有している公共施設やインフラを今後すべて維持・更新するための財源を確保することは全国的に困難な状況にあります。

こうした状況の中、特に平成24年12月に発生した中央自動車道笹子トンネルの天井板崩落事故は公共施設、インフラの老朽化対策の必要性を強く認識させる契機となりました。

国においては、公共施設やインフラの全体の状況を把握し、長期的な視点を持って更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが必要であるとして、平成25年11月に「インフラ長寿命化計画」を公表しました。さらに、平成26年4月、総務省は各地方公共団体に対し、速やかに公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画（公共施設等総合管理計画）の策定に取り組むよう要請しました。

本町では、拡大する行政需要や住民ニーズの高まりにより、学校や庁舎をはじめとする施設の建設、道路や公園などのインフラの整備を進めてきました。しかし現在、町内にある公共施設の34.3%は建築後30年以上を経過しており、今後30年間で多くの公共施設が改修・更新の時期を迎えることになります。

本町においても、現状の公共施設等の全体を把握し、長期的な視点を持って、改修・更新、長寿命化などを計画的に推進するため、「古平町公共施設等総合管理計画」（以下「総合管理計画」という）を策定し、公共施設及びインフラを管理していくための基本的な方針を定め、公共施設等の適正管理に努めてきました。

その後、国では平成30年2月27日に「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」の改訂を行うとともに、令和3年1月26日には「令和3年度までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての留意事項について」を発出し、これまで自治体が策定した公共施設等総合管理計画の見直しが図られることとなりました。

また他方、令和2年に政府は令和32年（2050年）までにカーボンニュートラルの達成を目指すことを宣言するなど、国内外で温暖化防止や脱炭素化を推進する動きが加速しています。

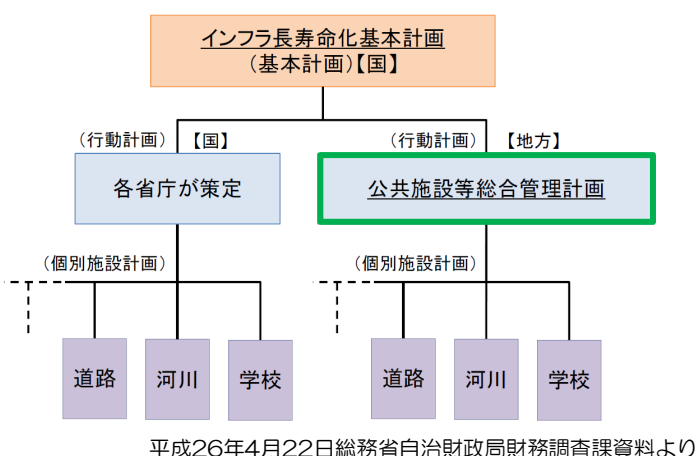
これらの内容に適切に対応するため本計画を改訂し、今後も本町にある公共施設を効果的かつ効率的に活用するとともに、必要な公共サービスを持続的に提供し続けられるための取組を推進します。

2. 計画の位置づけ

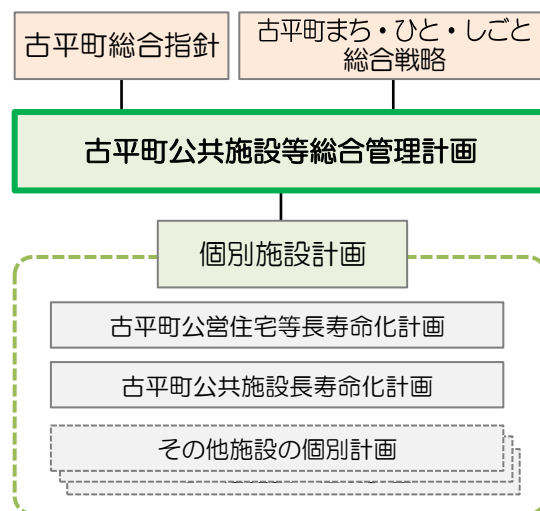
本計画は、平成25年11月に、国で決定された「インフラ長寿命化基本計画」において、地方公共団体における策定が期待されている「インフラ長寿命化計画（行動計画）」に該当し、公共施設等の一体的なマネジメントの方針を示すものとして策定しました。

また、本町の上位計画である「古平町総合指針」及び「古平町まち・ひと・しごと総合戦略」を下支える計画として整合をとるとともに、長寿命化計画等の公共施設に関する個別施設計画については、本計画を上位計画と位置づけ、本計画の方針と整合をとります。

■国の計画と本計画の関係



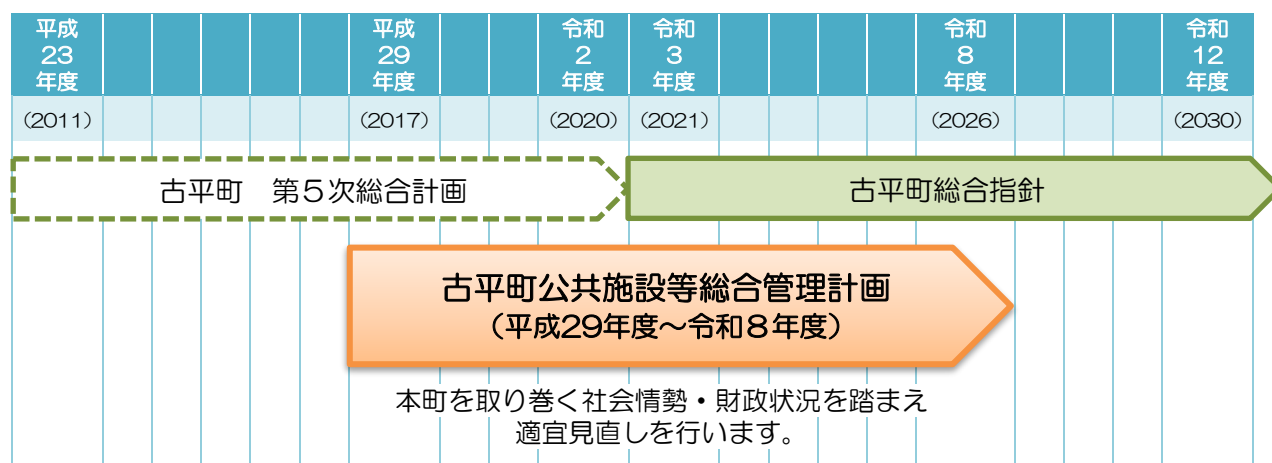
■本町の各種計画と本計画の関係



3. 計画の期間

本計画は計画期間を平成29年度から令和8年度までの10年間として策定します。ただし、公共施設等の寿命が数十年に及び中長期的な視点が不可欠であることから、今回の改訂にあたっては令和5年度から令和44年度までの40年間の将来推計を計画に反映することとします。

策定した計画については、歳入減や歳出増加、制度改正など、本町を取り巻く社会情勢等に変化が生じた場合に適宜見直しを行うこととします。



4. 対象施設

本計画の対象施設は、道路、橋りょう、簡易水道、下水道などのインフラ、公営住宅、小中学校、町民利用施設、庁舎等の公共施設とし、既存施設だけでなく、今後本町が新設する施設も対象とします。

区分	大分類	中分類
公共施設	町民文化系施設	集会施設
		文化施設
	社会教育系施設	図書館
		博物館等
	スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設
		レクリエーション施設・観光施設
		保養施設
	産業系施設	産業系施設
	学校教育系施設	学校
		その他教育施設
	子育て支援施設	保育施設
	保健・福祉施設	高齢福祉施設
		その他社会福祉施設
	医療施設	医療施設
		その他医療施設
	行政系施設	庁舎等
		消防施設
		その他行政系施設
	公営住宅	公営住宅
	公園	公園
	供給処理施設	供給処理施設
	その他公共施設	その他公共施設
インフラ	道路	道路
		橋りょう
	上下水道	簡易水道施設
		下水道施設

※施設類型は総務省が提供している公共施設等更新費用試算ソフトによる分類となっています。

第2章 公共施設等の現況と将来の見通し

1. 公共施設等の現況

(1) 公共施設の現況

① 施設分類別の保有状況

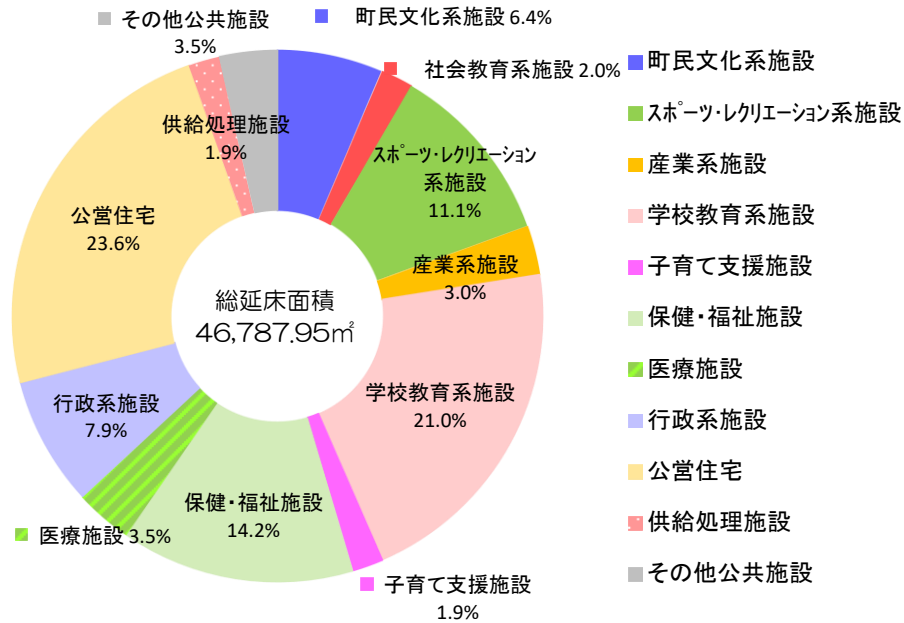
令和4年度末現在、本町が保有している公共施設の総延床面積合計は46,787.95㎡で、このうち、公営住宅（23.6%）及び学校教育系施設（21.0%）で全体の44.6%を占めています。

公共施設の保有量を平成28年度と比較すると、令和4年度は総延床面積で2,642.53㎡の縮減となっています。

大分類／中分類	平成28年度		令和4年度	
	延床面積 (㎡)	面積割合 (%)	延床面積 (㎡)	面積割合 (%)
町民文化系施設	3,180.49	6.4	2,973.61	6.4
集会施設	1,519.96	3.0	1,519.96	3.3
文化施設	1,660.53	3.4	1,453.65	3.1
社会教育系施設	393.80	0.8	955.13	2.0
スポーツ・レクリエーション系施設	5,152.10	10.4	5,170.30	11.1
スポーツ施設	3,420.52	6.9	3,438.72	7.4
レクリエーション施設・観光施設	1,081.77	2.2	1,081.77	2.3
保養施設	649.81	1.3	649.81	1.4
産業系施設	2,639.31	5.3	1,412.45	3.0
学校教育系施設	10,042.67	20.3	9,847.21	21.0
学校	9,252.80	18.7	9,252.80	19.7
その他教育施設	789.87	1.6	594.41	1.3
子育て支援施設	884.54	1.8	884.54	1.9
保健福祉施設	6,648.77	13.5	6,648.77	14.2
高齢福祉施設	5,038.28	10.2	5,038.28	10.8
その他社会福祉施設	1,610.49	3.3	1,610.49	3.4
医療施設	1,495.07	3.0	1,625.90	3.5
医療施設	1,333.07	2.7	1,333.07	2.9
その他医療施設	162.00	0.3	292.83	0.6
行政系施設	3,739.38	7.6	3,709.09	7.9
庁舎等	1,572.40	3.2	1,240.45	2.6
消防施設	869.60	1.8	869.60	1.9
その他行政系施設	1,297.38	2.6	1,599.04	3.4
公営住宅	12,987.07	26.3	11,059.48	23.6
供給処理施設	868.00	1.8	868.00	1.9
その他公共施設	1,399.28	2.8	1,633.47	3.5
合 計	49,430.48	100.0	46,787.95	100.0

※平成28年度：平成28年12月末現在、令和4年度：令和5年3月末現在

■町が保有している公共施設の施設分類別延床面積の割合



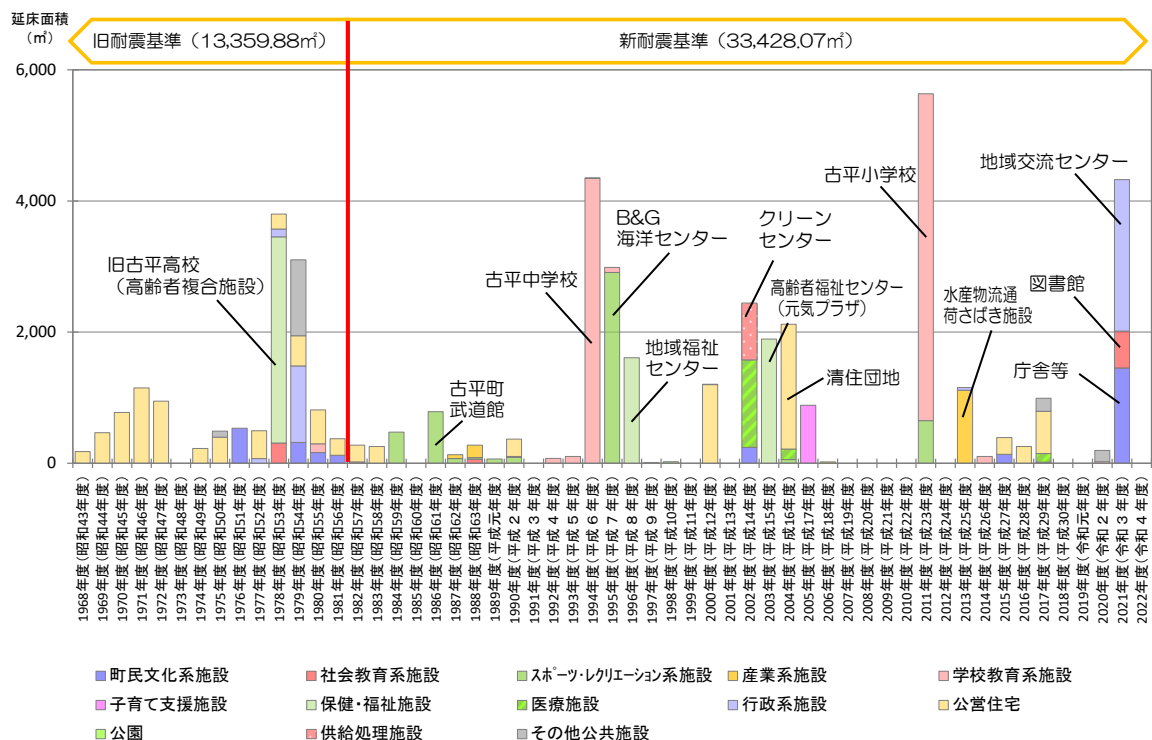
※令和5年3月末現在

②公共施設の整備状況

本町が管理している公共施設は、昭和40～50年代には公営住宅を中心として整備が進められ、その後、平成6年度に古平中学校、平成14年度にクリーンセンター、平成23年度には古平小学校が整備されています。

令和3年度には役場庁舎、地域交流センター及び図書館の機能を併せもつ、環境に配慮した施設「古平町複合施設かなえーる」が新たに整備されました。

■公共施設の建築年度別延床面積



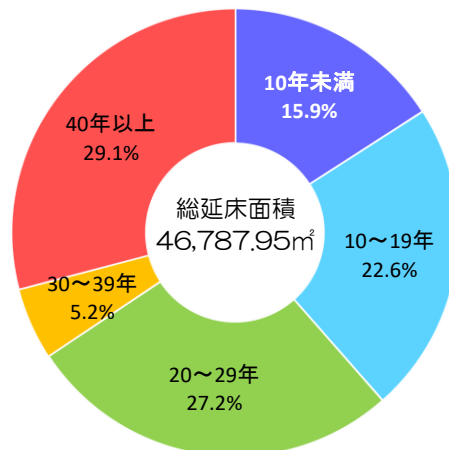
③公共施設の経過年数の状況

本町が保有している公共施設は、令和5年3月末現在で建築後40年を経過した施設が29.1%を占める状況にあり、10年後にはその割合が34.3%に増加します。

■経過年数別延床面積と割合

経過年数	延床面積 (㎡)	割合 (%)
10年未満	7,425.19	15.9
10～19年	10,552.89	22.6
20～29年	12,740.94	27.2
30～39年	2,433.55	5.2
40年以上	13,635.38	29.1
合 計	46,787.95	100.0

※令和5年3月末現在



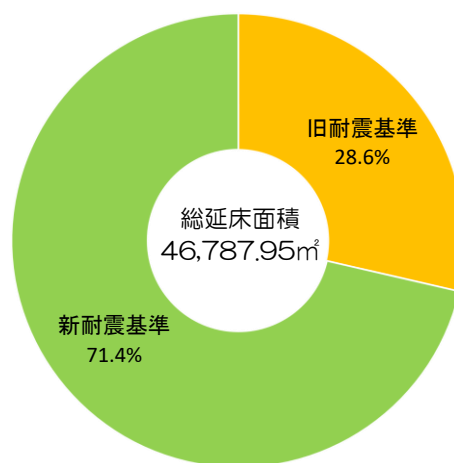
④公共施設の耐震化状況

公共施設のうち、新耐震基準で建設された建物は全体の71.4%、旧耐震基準は28.6%です。耐震化が不要な施設は全体の85.9%となっており、耐震化実施済の施設を含めると95.1%が新耐震基準に準ずる耐震性を有しています。

■耐震基準別延床面積

耐震基準	延床面積 (㎡)	割合 (%)
旧耐震基準	13,359.88	28.6
新耐震基準	33,428.07	71.4
合 計	46,787.95	100.0

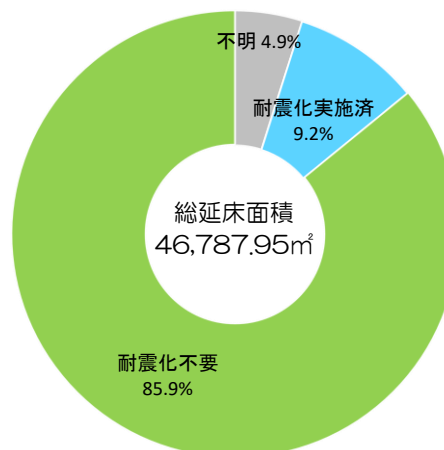
※令和5年3月末現在



■耐震化要否の状況

耐震化要否	延床面積 (㎡)	割合 (%)
耐震化実施済	4,302.85	9.2
耐震化不要	40,177.77	85.9
不明	2,307.33	4.9
合 計	46,787.95	100.0

※令和5年3月末現在



※耐震化不要：新耐震基準の施設及び旧耐震基準の施設のうち耐震診断で耐震化不要と診断されたもの

⑤減価償却率の推移

公共施設の減価償却率の推移を全体でみると、平成28年度の46.7%から令和2年度には51.8%に増加しており、減価償却が進んでいることがうかがえます。

令和2年度の減価償却率を施設分類別でみると、町民文化系施設は82.0%と高く、老朽化が進んでいると考えられます。

■減価償却率の推移

施設分類	減価償却率（％）		
	平成28年度	令和2年度	差異
町民文化系施設	75.9	82.0	6.1
社会教育系施設	6.5	14.8	8.3
スポーツ・レクリエーション系施設	59.0	66.5	7.5
産業系施設	22.8	35.1	12.3
学校教育系施設	29.5	38.0	8.5
子育て支援施設	33.0	45.0	12.0
保健福祉施設	30.6	39.4	8.8
医療施設	2.4	17.5	15.1
行政系施設	81.4	66.8	▲14.6
公営住宅	68.9	66.0	▲2.9
供給処理施設	46.2	59.4	13.2
その他公共施設	39.0	43.9	4.9
合 計	46.7	51.8	5.1

⑥過去に行った対策の実績

本計画策定時からの5年間で実施した公共施設に関する主な対策の実績は以下のとおりです。

■過去に行った対策の実績

年 度	主な内容
平成28年度	- 古平町B&G海洋センター照明・トイレ改修 - 古平小学校放射線防護対策 - 文化会館トイレ改修 - 栄団地屋根・内窓改修 - 新栄団地屋根防水改修 - 町立診療所電気設備等改修 - 幼児センター保育室増室
平成29年度	- 栄団地内窓改修 - 古平町地域福祉センター排煙装置交換 - 古平町B&G海洋センタートレーニングルーム照明灯改修 - 町立診療所スプリンクラー設置 - 町立診療所冷暖房設備 - 古平中学校校舎外壁改修 - 古平中学校トイレ改修
平成30年度	古平町B&G海洋センタートレーニングルーム照明灯改修
令和元年度	
令和2年度	町立診療所個室化工事

(2)インフラの現況

①道路

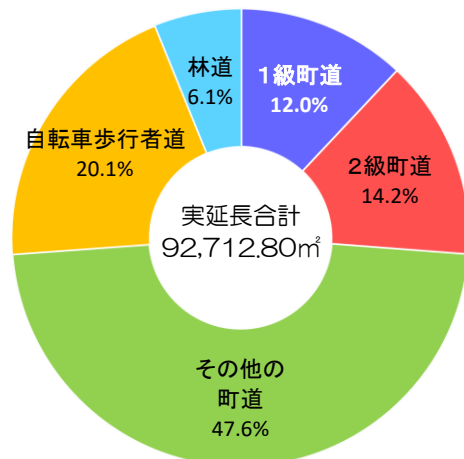
本町が管理している道路は、町道及び林道の実延長合計が約93km、面積が約53万㎡です。
このうち、その他の町道が総延長約44kmで道路全体の約47.6%を占めています。

■道路分類別延長と面積

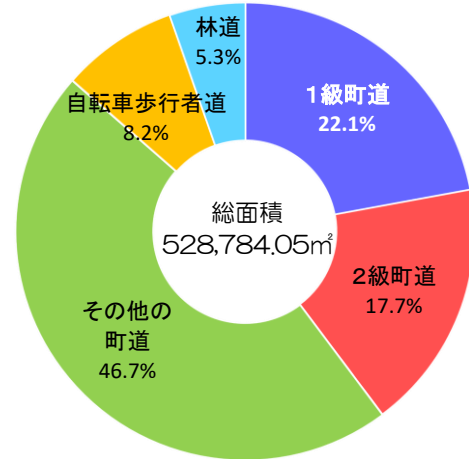
分 類	実延長 (m)	実延長割合 (%)	面 積 (㎡)	面積割合 (%)
1 級町道	11,127.60	12.0	116,930.46	22.1
2 級町道	13,163.40	14.2	93,564.93	17.7
その他の町道	44,176.80	47.6	246,525.66	46.7
自転車歩行者道	18,598.00	20.1	43,528.00	8.2
林 道	5,647.00	6.1	28,235.00	5.3
合 計	92,712.80	100.0	528,784.05	100.0

※令和4年3月末現在

■道路分類別延長割合



■道路分類別面積割合



②橋りょう

本町が現在管理している橋りょうは、林道橋りょうを含め全29橋あります。総面積は約3,266㎡となっており、構造別でみるとPC橋が全体の56.5%を占めています。

令和4年3月末現在、経過年数60年以上の橋りょうは全体の10.9%ですが、10年後にはその割合が全体の23.3%に増加します。

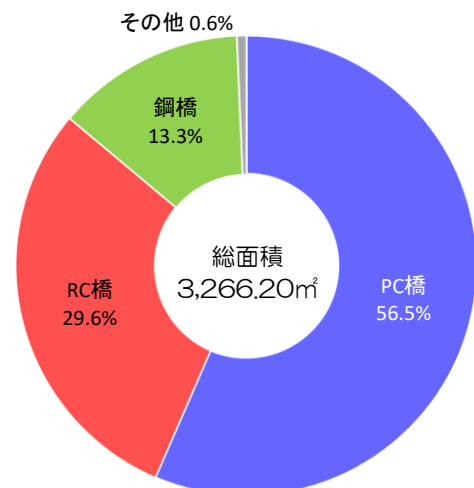
■構造別橋りょう数と面積割合

構造	橋りょう数	面積 (㎡)	面積割合 (%)
PC橋※1	6	1,847.28	56.5
RC橋※2	19	966.74	29.6
鋼橋	3	433.78	13.3
その他	1	18.40	0.6
合 計	29	3,266.20	100.0

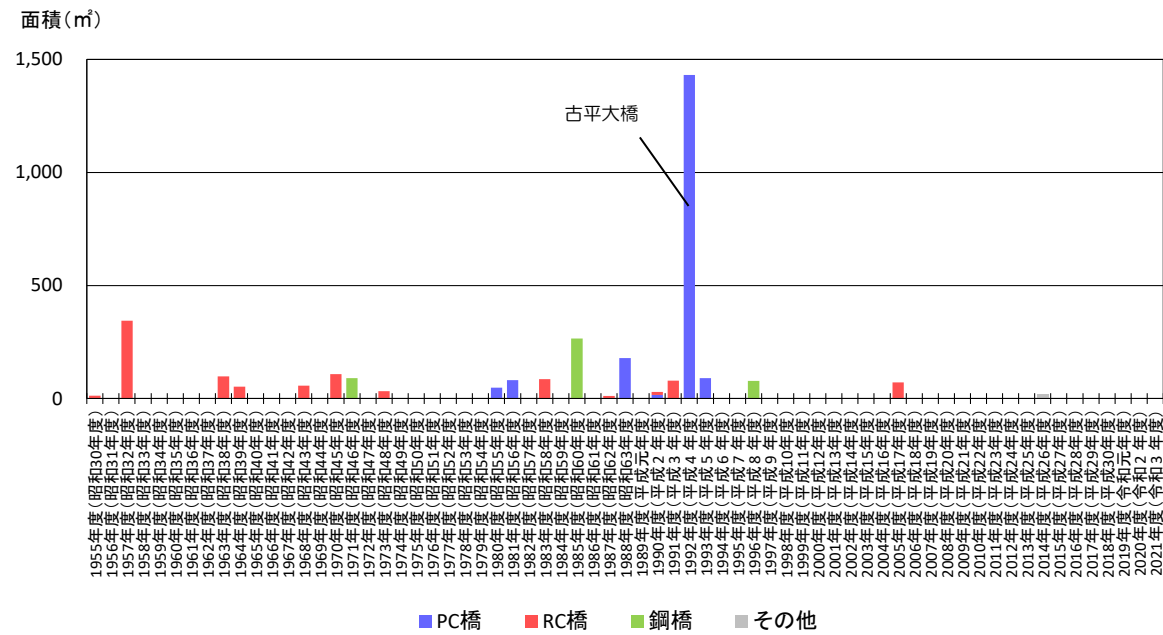
※令和4年3月末現在

※1 PC橋：通常の鉄筋コンクリート橋に比べて強い荷重に抵抗できる橋

※2 RC橋：鉄筋コンクリート橋



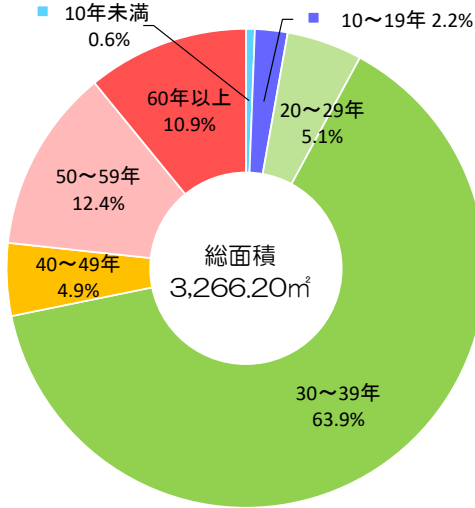
■整備年度別橋りょう面積



■経過年数別面積と割合

経過年数	面積 (㎡)	割合 (%)
10年未満	18.40	0.6
10～19年	72.00	2.2
20～29年	168.00	5.1
30～39年	2,082.69	63.9
40～49年	161.67	4.9
50～59年	406.33	12.4
60年以上	357.11	10.9
合 計	3,266.20	100.0

※令和4年3月末現在



③簡易水道施設

簡易水道の処理施設は、上水道浄水場が浜町に整備されているほか、歌棄に飲料水供給事業浄水場があります。

管路の総延長は約53kmあり、その86.7%を配水管が占めています。

管路の整備年度をみると、昭和40～50年に布設された管路の割合が多く、経過年数40年以上の管路は全体の46.2%となっています。

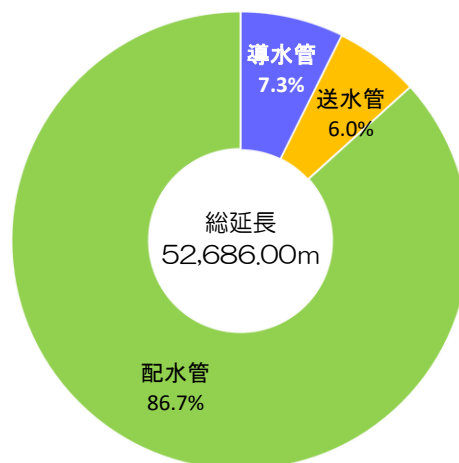
■処理施設概要

種 別	施 設 名
浄水場	上水道浄水場、歌棄飲料水供給事業浄水場
配水施設	群来町配水施設、歌棄飲供配水施設
ポンプ場	群来町ポンプ場、歌棄町第1ポンプ場、歌棄町第2ポンプ場
その他	沖町流量計室、量水器室

■管路種別延長と割合

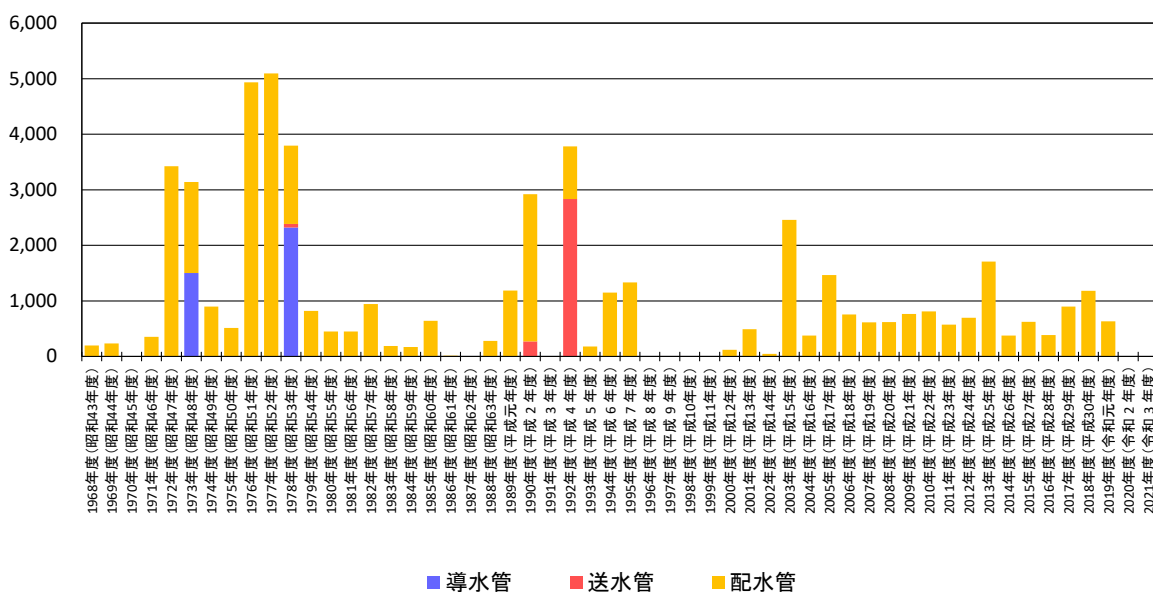
施 設	延長 (m)	割合 (%)
導水管	3,823.00	7.3
送水管	3,167.00	6.0
配水管	45,696.00	86.7
合 計	52,686.00	100.0

※令和4年3月末現在



■管路種別整備年度

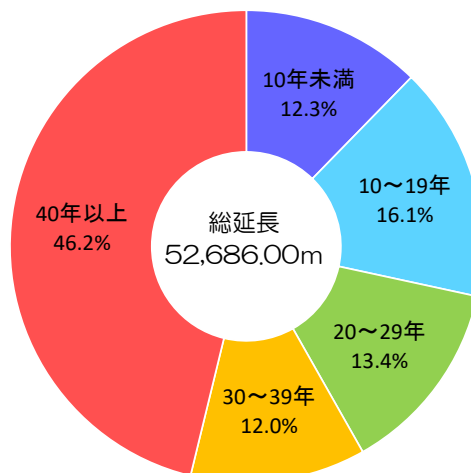
延長 (m)



■管路経過年数別延長と割合

経過年数	延長 (m)	割合 (%)
10年未満	6,503.00	12.3
10～19年	8,481.00	16.1
20～29年	7,053.00	13.4
30～39年	6,345.00	12.0
40年以上	24,304.00	46.2
合 計	52,686.00	100.0

※令和4年3月末現在



④下水道施設

本町の下水道処理施設として、平成16年度に下水道処理センター及び浜町ポンプ場が整備されました。下水道管路は平成11年度から整備が進められ、令和4年3月末現在の総延長は約28kmとなっており、そのうち塩ビ管が90.5%を占めています。

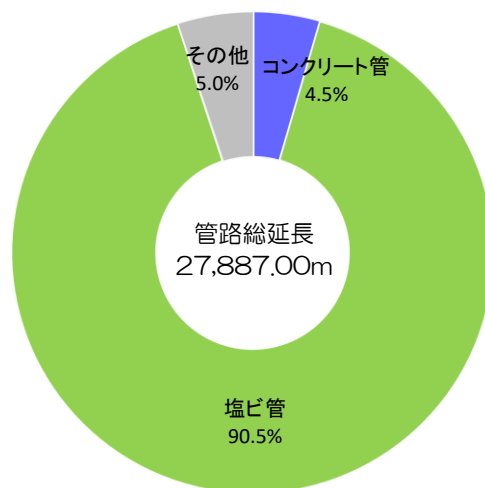
■処理施設概要

種 別	施 設 名
処理施設	下水道処理センター（水処理棟、管理棟、污泥処理棟）
ポンプ処理場	浜町ポンプ場

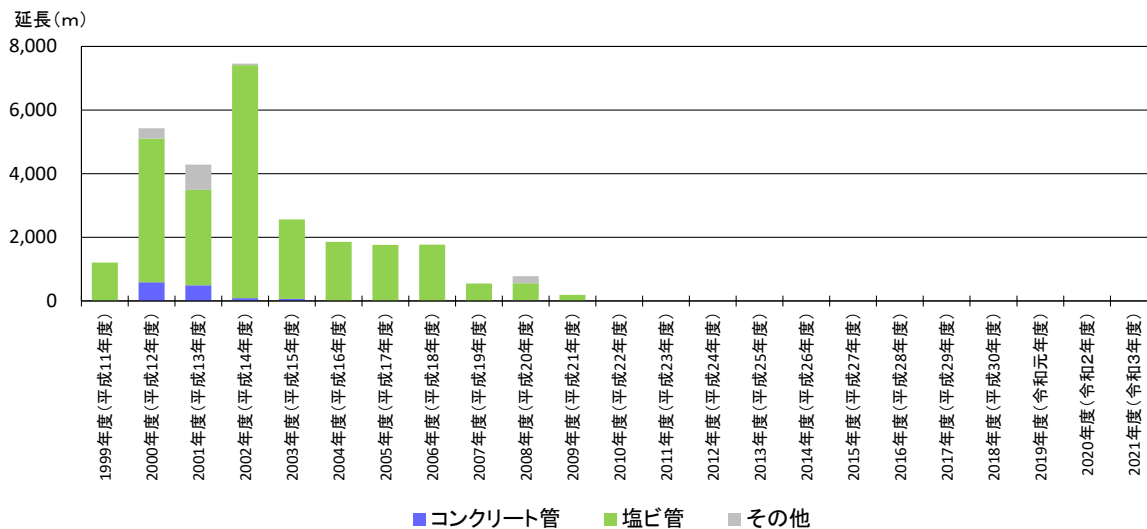
■管路種類別延長と割合

施 設	延長 (m)	割合 (%)
コンクリート管	1,268.00	4.5
塩ビ管	25,214.00	90.5
その他	1,405.00	5.0
合 計	27,887.00	100.0

※令和4年3月末現在



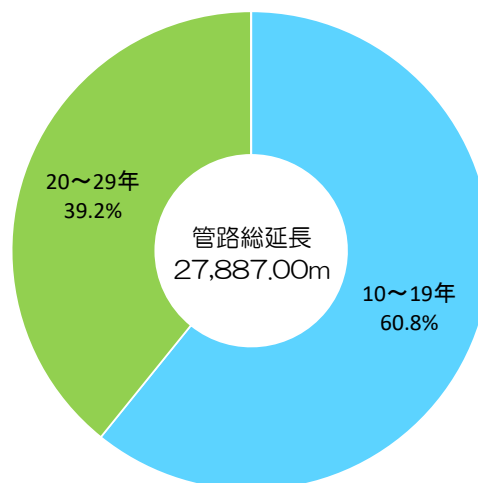
■管路種類別整備年度



■管路経過年数別延長と割合

経過年数	延長 (m)	割合 (%)
10年未満	0.00	0.0
10～19年	16,955.00	60.8
20～29年	10,932.00	39.2
合 計	27,887.00	100.0

※令和4年3月末現在



⑤減価償却率の推移

インフラの減価償却率の推移を全体で見ると、平成28年度の53.4%から令和2年度には60.1%に増加しており、減価償却が進んでいることがうかがえます。

令和2年度の減価償却率を分類別で見ると、簡易水道施設が68.6%、道路が67.7%と高く、老朽化が進んでいると考えられます。

■減価償却率の推移

分 類	減価償却率（％）		
	平成28年度	令和2年度	差異
道路	61.0	67.7	6.7
橋りょう	62.2	63.8	1.6
簡易水道施設	67.1	68.6	1.5
下水道施設	30.7	39.7	9.0
合 計	53.4	60.1	6.7

⑥過去に行った対策の実績

本計画策定時からの5年間で実施したインフラに関連する主な対策の実績は以下のとおりです。

■過去に行った対策の実績

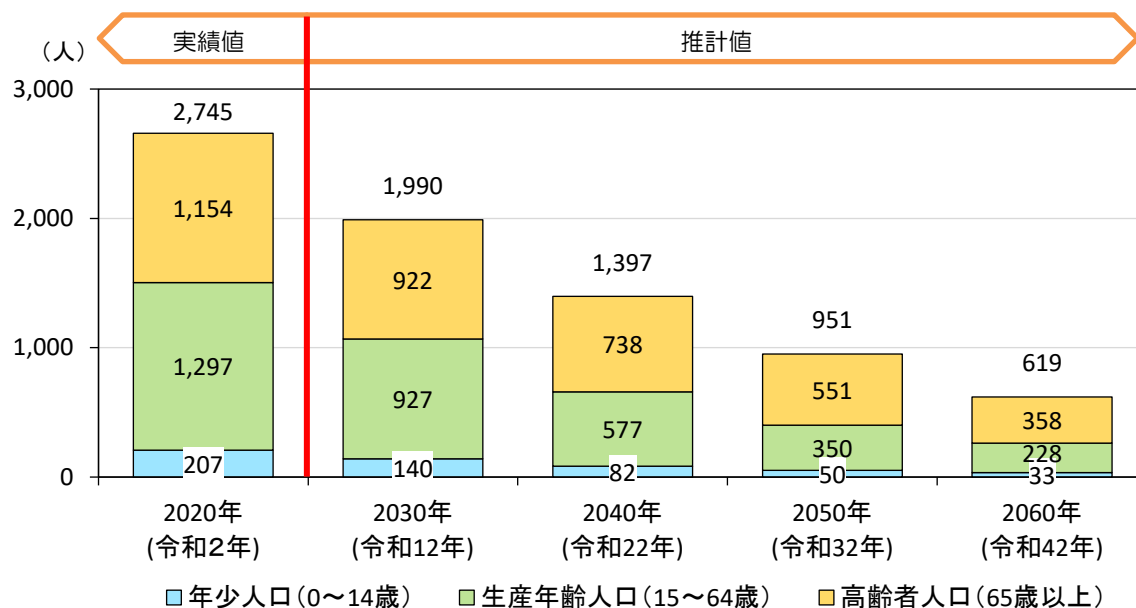
年 度	主な内容
平成28年度	・LED防犯灯設置工事 ・森林管理道チョペタン線環境改良工事 ・配水管布設工事（銀通線、錦小路線、町道高校通線）
平成29年度	・LED防犯灯設置工事 ・町道高校通線改良工事 ・橋りょう長寿命化工事（古平大橋） ・配水管布設工事（昭和通線、入船通線、錦小路線、6条小路線）
平成30年度	・LED防犯灯設置工事 ・町道高校通線改良工事 ・橋りょう長寿命化工事（清丘1号橋） ・配水管布設工事（昭和通線）
令和元年度	・橋りょう長寿命化工事（清丘2号橋） ・配水管布設工事（上町通線、大川通線、小松・入船通線）
令和2年度	・橋りょう長寿命化工事（丸山3号橋、丸山6号橋）

2. 人口の現況と将来の見通し

国勢調査による本町の総人口は減少が続いており、令和2年には2,745人となっています。古平町人口ビジョン（2020年改訂版）によると、今後も人口の減少傾向は続くことが予想されており、令和42年の総人口を619人として将来を展望しています。

また、人口減少及び少子高齢化の進展により、高齢化率は令和2年の43.4%から令和42年には57.9%に上昇すると予測されています。

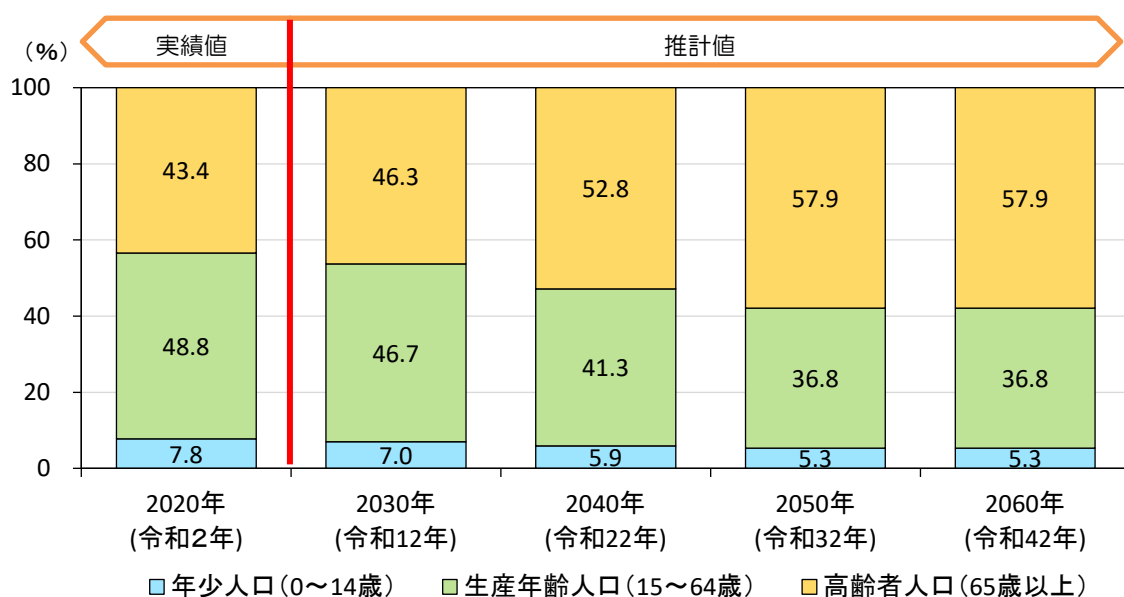
■総人口及び年齢3区分別人口の推移



※総人口は年齢不詳を含む

[出典] 令和2年：国勢調査、令和12年以降：古平町人口ビジョン（2020年改訂版）

■年齢3区分別人口割合の推移



※人口割合は年齢不詳を按分して算出

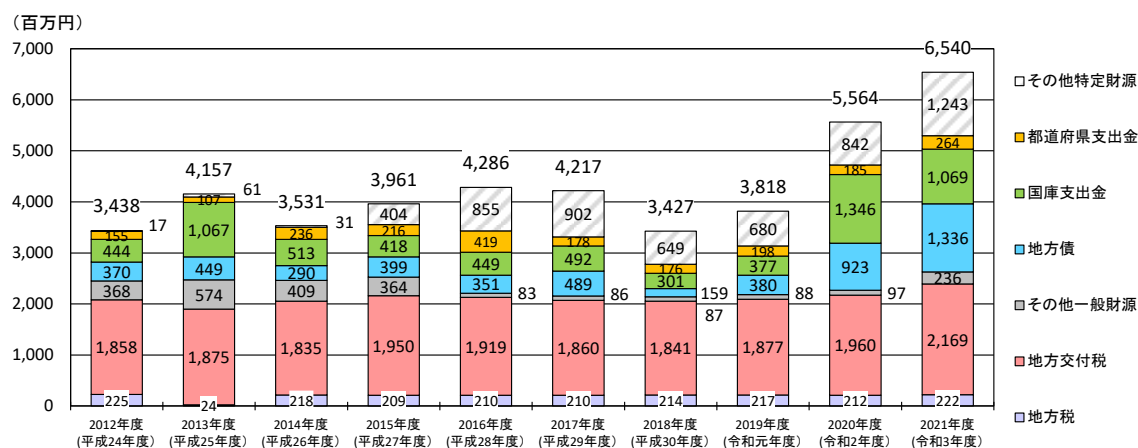
[出典] 令和2年：国勢調査、令和12年以降：古平町人口ビジョン（2020年改訂版）

3. 財政の現況

(1) 歳入

本町の平成24年度から令和3年度における歳入決算額は平均42.9億円で推移してきましたが、複合施設の設計及び建設により令和元年から増加傾向となっており、令和3年度は65.4億円となっています。令和3年度の歳入決算額の内訳をみると、地方交付税が全体の33.2%を占めており、地方税は3.4%にとどまっている状況です。

■歳入決算額の推移（一般会計）



[出典]古平町

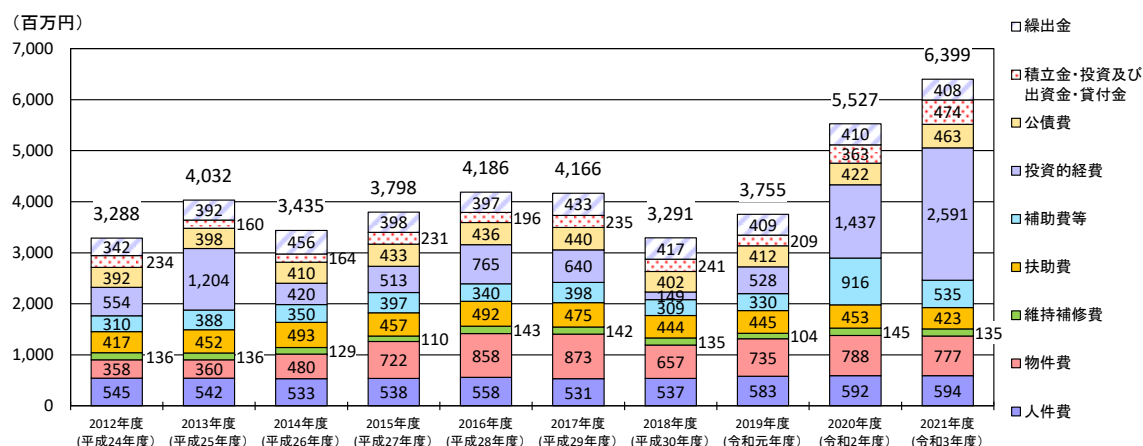
(2) 歳出

①歳出の現況

本町の平成24年度から令和3年度における歳出決算額は平均41.9億円で推移してきましたが、令和2～3年度は複合施設の建設による投資的経費の増大により令和3年度決算額は約64.0億円となっています。

歳出決算額内訳のうち義務的経費（人件費、扶助費及び公債費の合計）は概ね横ばいに推移しており、令和3年度は約14.8億円で全体の23.1%を占めている状況です。

■歳出決算額の推移（一般会計／性質別）



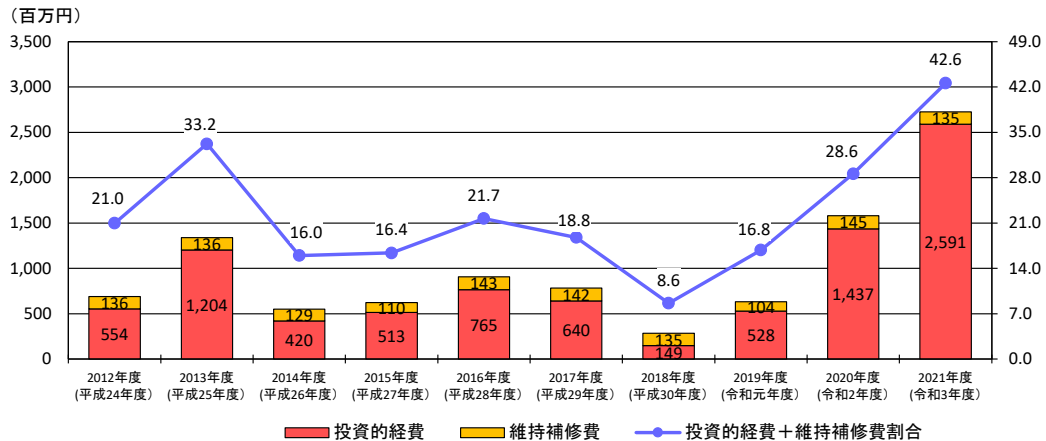
[出典]古平町

②投資的経費と維持補修費の現況

投資的経費及び維持補修費の合計額は、平成24年度から令和元年度までは15億円未滿で推移してきましたが、複合施設の設計及び建設により令和2年度は約15.8億円、令和3年度は約27.3億円と増加している状況です。

投資的経費及び維持補修費の合計額を歳出総額に占める割合でみると、令和元年度から上昇しており、令和3年度は42.6%となっています。

■投資的経費と維持補修費の推移



[出典]古平町

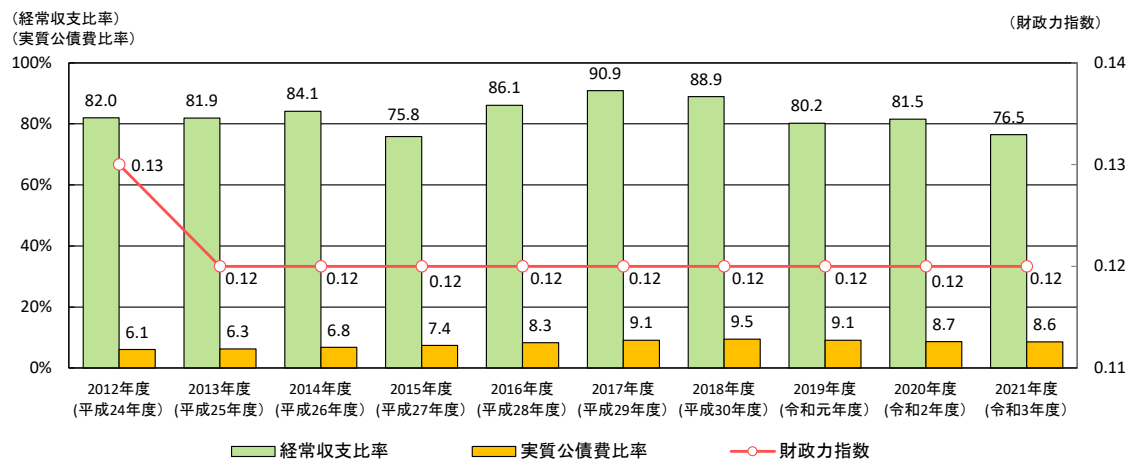
(3)財政指標

財政の弾力性を示す経常収支比率は、平成29年度の90.9%から減少傾向にあり、令和3年度は76.5%となっています。

公債費及び公債費に準ずる経費による財政への負担度合いを示す実質公債費比率は、平成30年度の9.5%から減少しており、令和3年度は8.6%となっています。

財政力を示す指標として用いられる財政力指数は平成25年度から0.12で横ばいに推移しています。

■財政指標の推移



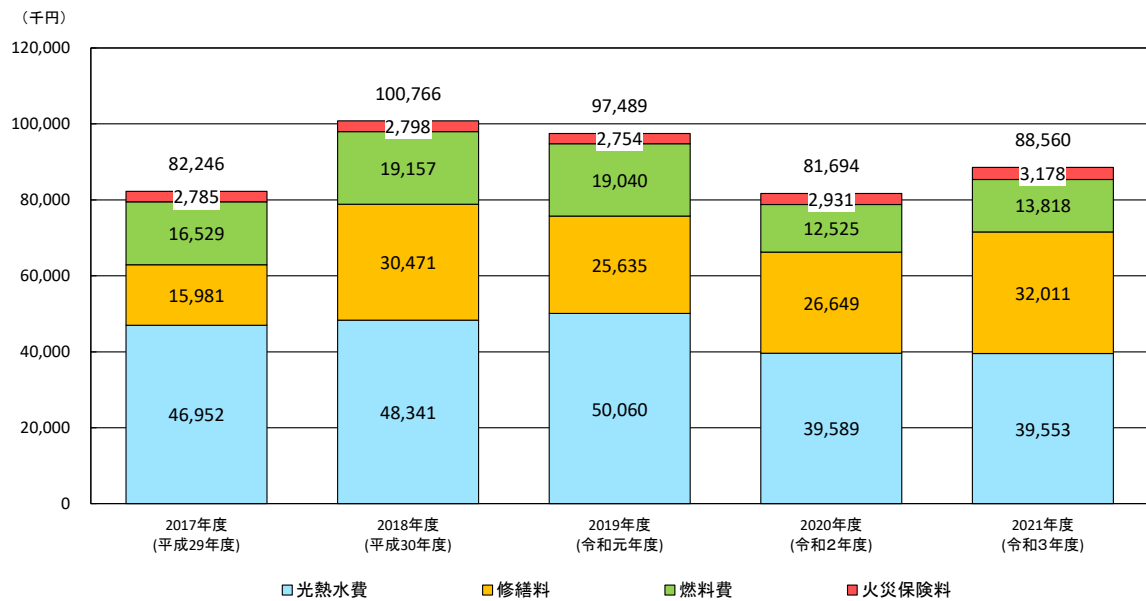
[出典]古平町

(4) 公共施設等の維持管理に係る費用

公共施設等の維持管理に係る費用のうち、光熱水費、修繕料、燃料費及び火災保険料の合計は、平成29年度から令和3年度までの5年間の平均で90,151千円となっています。

公共施設等の維持管理に係る費用の内訳をみると、光熱水費の割合が高くなっており、令和3年度の光熱水費は39,553千円で全体の44.7%を占めている状況です。

■ 維持管理に係る費用の推移



4. 公共施設等の修繕・更新等に係る将来の費用の見通し

(1) 公共施設

現在保有又は管理しているすべての公共施設を維持すると仮定した場合の、修繕・更新等に係る将来の費用（推計期間である今後40年間分）を算出します。

なお、各施設の修繕・更新等に係る将来の費用（以下、「将来費用」という。）は、以下の条件で算出します。

□ 対象費用

- ・大規模改修費・更新費

□ 算出方法

- ・公共施設等更新費用試算ソフト（総務省提供）の算出方法に準じます。

※施設ごとに、「更新年数・大規模改修時期」に達した時点で、延床面積に「単価表」に示すそれぞれの単価を乗じ、40年間における総額を算出しています。

□ 単価表（公共施設等更新費用試算ソフトより）

分 類	大規模改修 (万円/㎡)	更新（建て替え） (万円/㎡)
町民文化系施設	25	40
社会教育系施設	25	40
スポーツ・レクリエーション系施設	20	36
産業系施設	25	40
学校教育系施設	17	33
子育て支援施設	17	33
保健・福祉施設	20	36
医療施設	25	40
行政系施設	25	40
公営住宅	17	28
公園	17	33
供給処理施設	20	36
その他公共施設	20	36

①基準パターン（30年で大規模改修、60年で建て替え）

□ 更新対象施設

- ・本町が所有するすべての建物を更新すると仮定します。

□ 建て替え・大規模改修時期

- ・建て替え：建設後60年で更新（建て替え）を実施し、単年度に負担が集中しないように費用を3年間に分割します。
- ・大規模改修：建設後30年で大規模改修を実施し、単年度に負担が集中しないように費用を2年間に分割します。

※建設時からの経過年数が31年以上50年までのものについては今後10年間で均等に大規模改修を行うと仮定し、建設時より51年以上経ているものについては建て替えの時期が近いので、大規模改修は行わずに60年を経た年度に建て替えると仮定します。

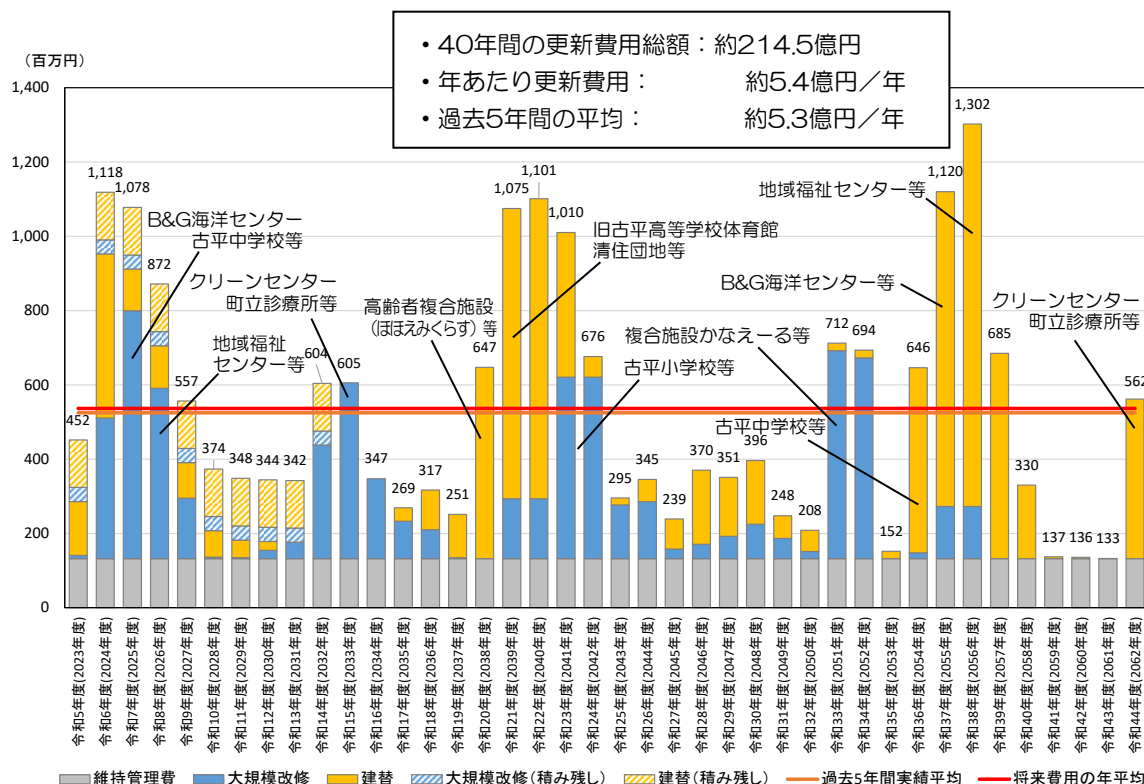
※公営住宅は公営住宅法に基づく耐用年数で建て替えを行うと仮定します。

基準パターンにおける公共施設の大規模改修及び建て替え費用を試算した結果、今後40年間で合計約214.5億円、年平均では約5.4億円／年になると見込まれます。

過去5年間の投資的経費の実績のうち、公共施設分の年平均額は5.3億円／年であり、試算結果は過去5年間の実績を約0.1億円で上回っています。

また、試算結果では大規模改修や建て替えが集中する年度があることから、大規模改修及び更新を行う公共施設の優先順を決め、費用の平準化を図ることが必要になると考えられます。

■基準パターンによる公共施設の更新費用推計結果



②長寿命化パターン（35年で大規模改修、70年で建て替え）

□ 更新対象施設

- ・本町が所有するすべての建物を更新すると仮定します。

□ 建て替え・大規模改修時期

- ・建て替え：建設後70年で更新（建て替え）を実施し、単年度に負担が集中しないように費用を3年間に分割します。
- ・大規模改修：建設後35年で大規模改修を実施し、単年度に負担が集中しないように費用を2年間に分割します。

※建設時からの経過年数が36年以上60年までのものについては今後10年間で均等に大規模改修を行うと仮定し、建設時より61年以上経ているものについては建て替えの時期が近いので、大規模改修は行わずに70年を経た年度に建て替えると仮定します。

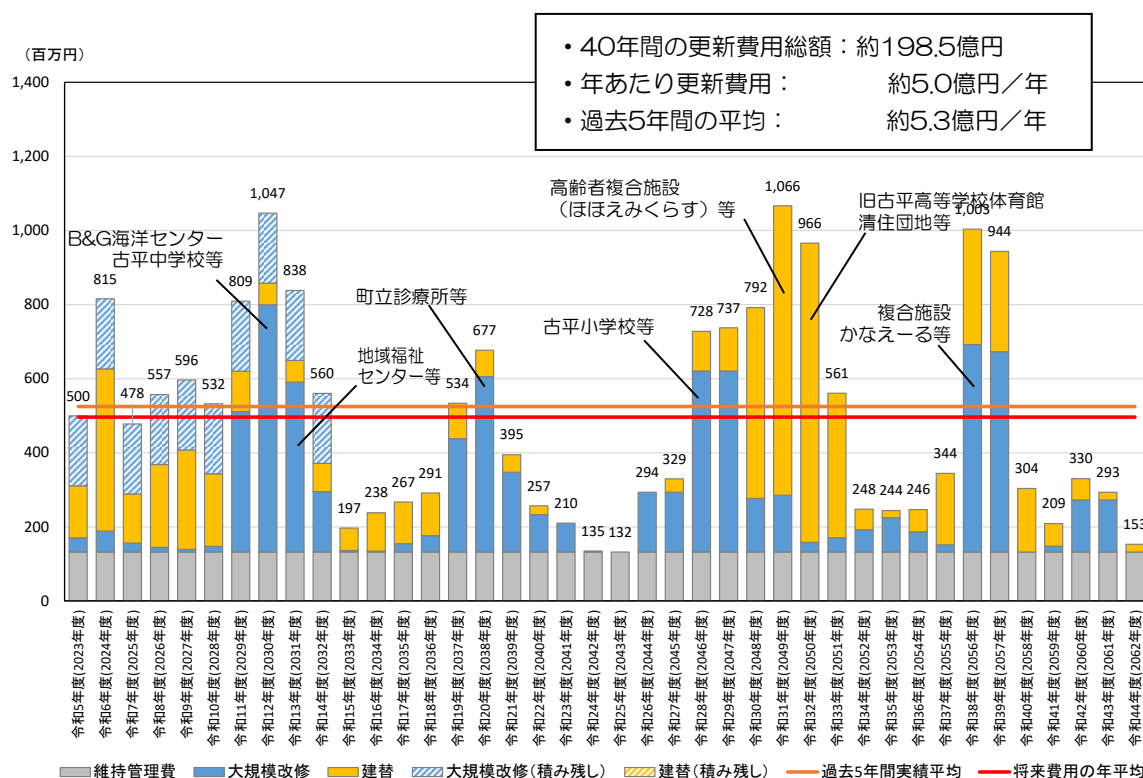
※公営住宅は公営住宅法に基づく耐用年数を10年延長して建て替えを行うと仮定します。

建て替えを行う時期を10年延長した長寿命化パターンにより公共施設の大規模改修及び建て替え費用を試算した結果、今後40年間で合計約198.5億円となり、基準パターンによる試算結果と比べて約16.0億円の縮減を図ることができます。

また、長寿命化パターンの試算結果を年平均でみると約5.0億円／年となり、基準パターンと比べて約0.4億円／年の縮減となります。

長寿命化パターンにおいても、大規模改修及び建て替えが集中する年があるため、費用負担の平準化が必要となります。

■長寿命化パターンによる公共施設の更新費用推計結果



(2)道路

過去の道路補修に要した費用の実績をもとに、補修に係る将来の費用を算出します。

□ 対象費用

- ・道路補修費

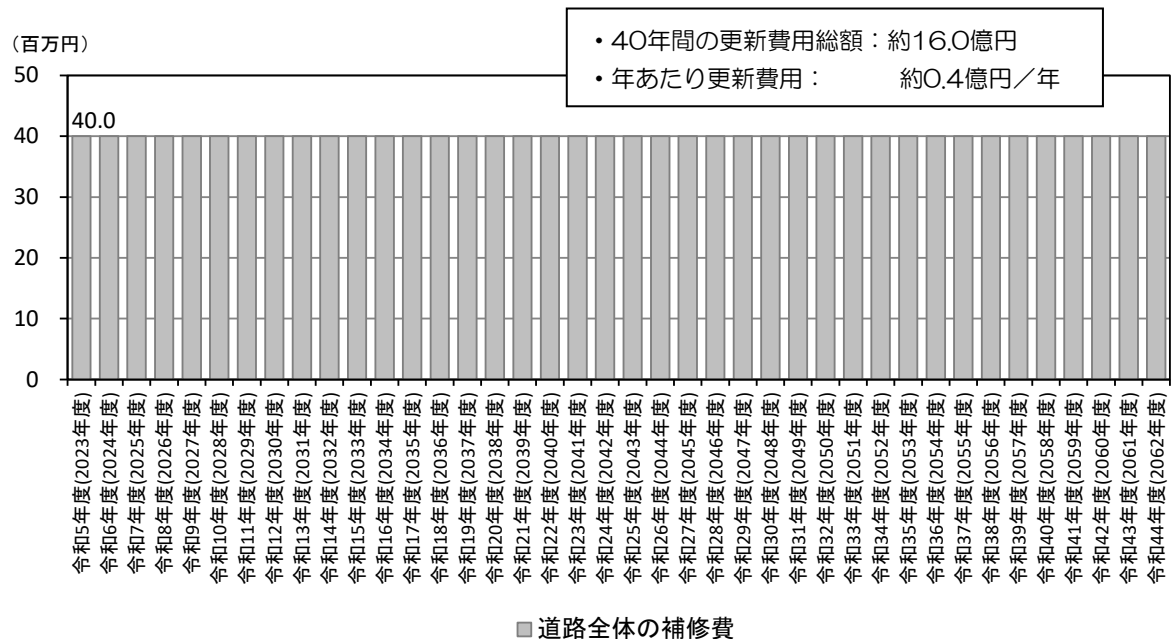
□ 算出方法

- ・過去5年間に道路更新・補修に要した平均費用が今後も継続すると仮定して算出します。

今後40年間にける道路補修費用の試算結果は、合計約16.0億円になると推計されます。

更新年数を15年とすると管理しているすべての道路を更新することができないため、必要に応じて小修繕を行いながら、交通量や路面の劣化状況、重要度などから総合的に判断し、更新する路線の優先度を決定することが必要になります。

■ 道路の更新費用推計結果



(3)橋りょう

現在管理しているすべての橋りょうを補修すると仮定した場合の、補修（一部架替含む）に係る将来の費用を算出します。なお、将来費用は以下の条件で算出します。

□ 対象費用

- ・更新費

□ 算出方法

- ・公共施設等更新費用試算ソフト（総務省提供）の算出方法に準じます。

□ 単価表（公共施設等更新費用試算ソフトより）

分 類	更新単価 (千円/㎡)	分 類	更新単価 (千円/㎡)
PC橋	425	鋼 橋	500
RC橋	425	その他	425

□ 更新年数

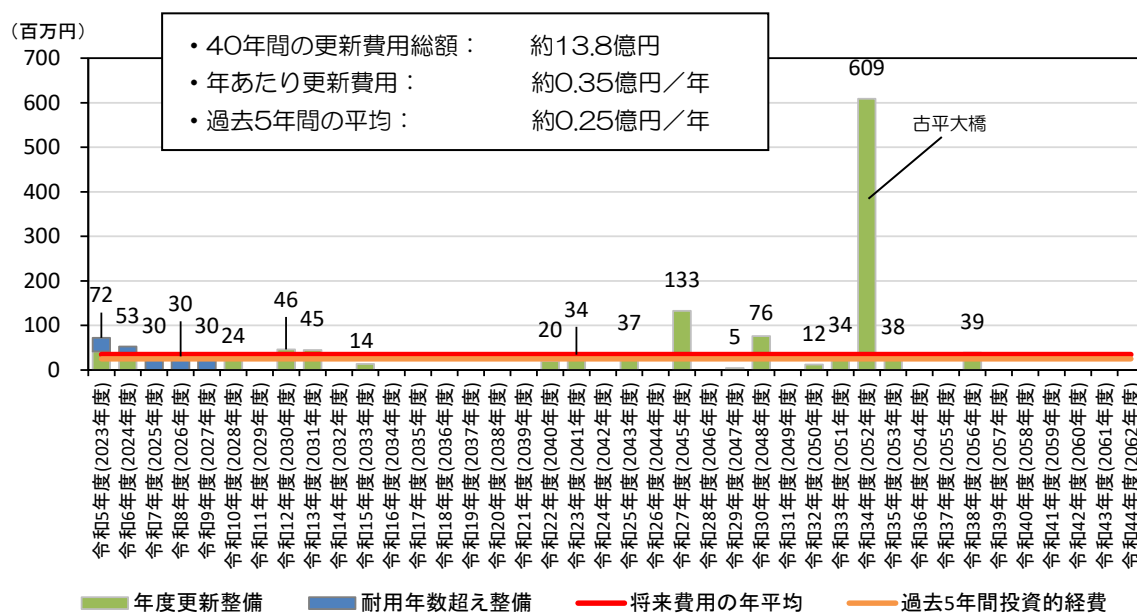
- ・公共施設等更新費用試算ソフトの初期値である60年とします。

すべての橋りょうを更新すると仮定した場合の試算結果は、今後40年間で合計約13.8億円、年平均では約0.35億円／年になると推計されます。

過去5年間の投資的経費の実績のうち、橋りょう分の年平均額は約0.25億円／年であり、試算結果は約0.10億円／年上回っている状況です。

また、今後40年間の試算結果の中では令和34年度に見込まれる古平大橋の更新費用が突出すると予測されるため、修繕による長寿命化など費用の平準化を図ることが必要になると考えられます。

■ 橋りょうの更新費用推計結果



(4)簡易水道施設

現在管理している簡易水道のすべての管路と建築物を更新すると仮定した場合の、更新に係る将来の費用を算出します。なお、将来費用は以下の条件で算出します。

□ 対象費用

- ・管路：更新費
- ・建築物：大規模改修費、更新費

□ 算出方法

- ・管路は、公共施設等更新費用試算ソフト（総務省提供）の算出方法に準じます。
- ・建築物は、公共建築物に準じて算出します。

□ 単価表（公共施設等更新費用試算ソフトより）

管 種	管 径	更新単価 (千円/m)
導水管	300mm未満	100
	300～499mm	114
送水管	300mm未満	100
	300～499mm	114

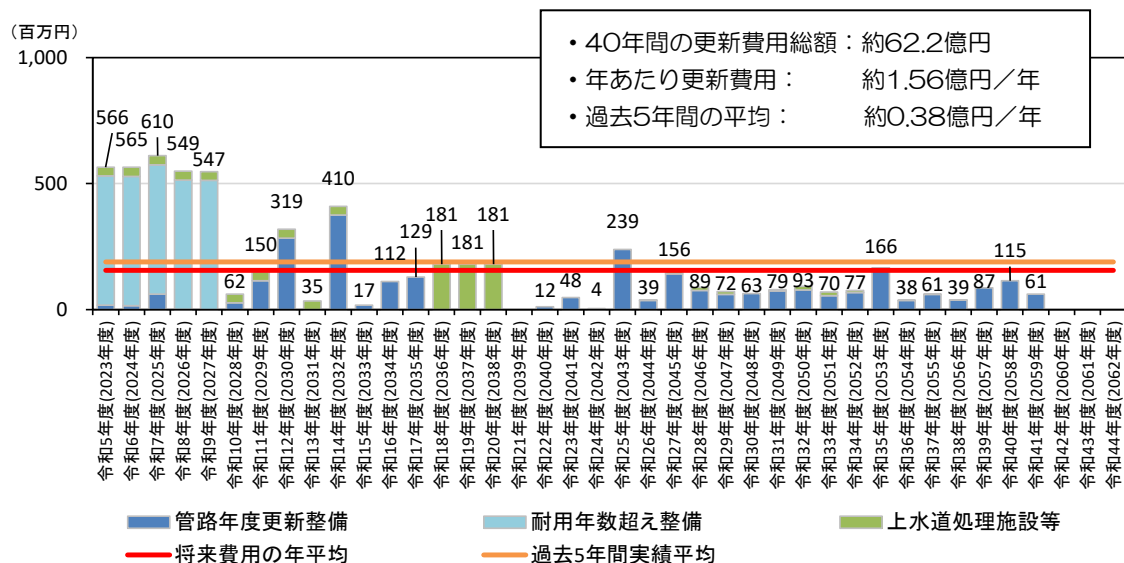
管 種	管 径	更新単価 (千円/m)
配水管	150mm未満	97
	151～200mm	100
	201～250mm	103
	251～300mm	106
	301～350mm	111

□ 更新年数

- ・建築物は30年で大規模改修、60年で更新することとします。
- ・耐用年数を超えている建築物は今後5年間で均等に費用負担を配分することとします。
- ・管路は公共施設等更新費用試算ソフトの初期値である40年とします。

簡易水道のすべての管路と建築物を更新すると仮定した場合の試算結果は、今後40年間で合計約62.2億円、年平均では約1.56億円／年に上ると推計されます。そのため、今後は過去5年間の実績平均の約0.38億円／年を大きく上回る費用が必要になると考えられます。

■ 簡易水道の更新費用推計結果



(5) 下水道施設

現在管理している下水道のすべての管路と施設を更新すると仮定した場合の、更新に係る将来の費用を算出します。なお、将来費用は以下の条件で算出します。

□ 対象費用

- ・ 管路：更新費
- ・ 建築物：大規模改修費・更新費

□ 算出方法

- ・ 管路は、公共施設等更新費用試算ソフト（総務省提供）の「管径別年度別延長による算定方法」に準じます。
- ・ 建築物は、公共建築物に準じて算出します。

□ 単価表（公共施設等更新費用試算ソフトより）

管 種	更新単価（千円/m）
250mm以下	61
251～500mm	116

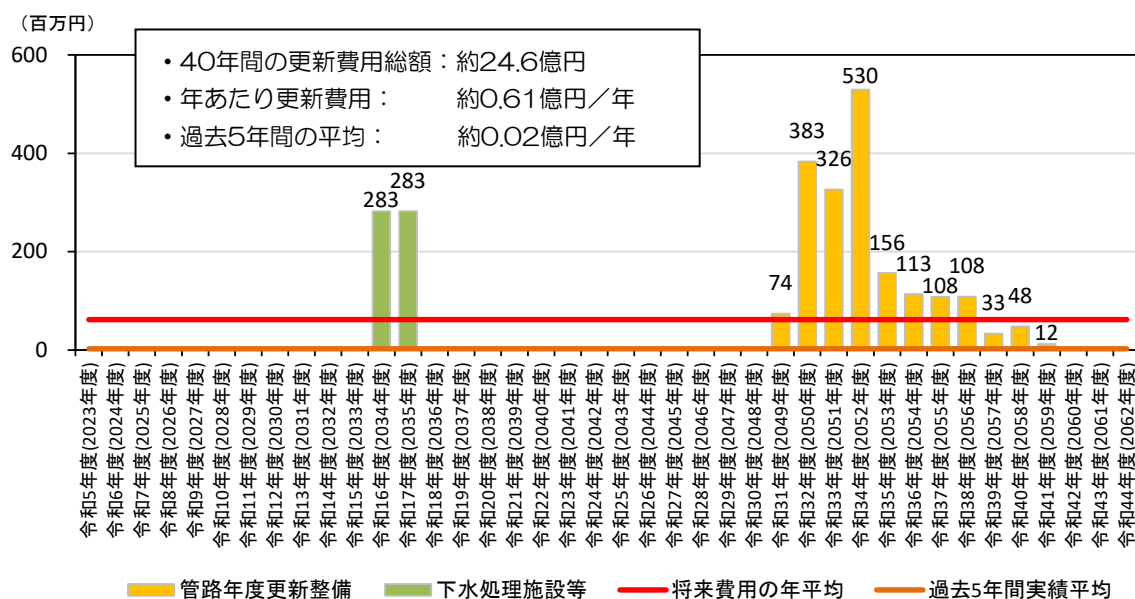
□ 更新年数

- ・ 建築物は30年で大規模改修、60年で更新することとします。
- ・ 管路は公共施設等更新費用試算ソフトの初期値である50年とします。

下水道施設のすべての管路と建築物を更新すると仮定した場合の試算結果は、今後40年間で合計約24.6億円、年平均では約0.61億円／年に上ると推計されます。

そのため、今後は過去5年間の実績平均の約0.02億円／年を大きく上回る費用が必要になると考えられます。

■ 下水道施設の更新費用推計結果



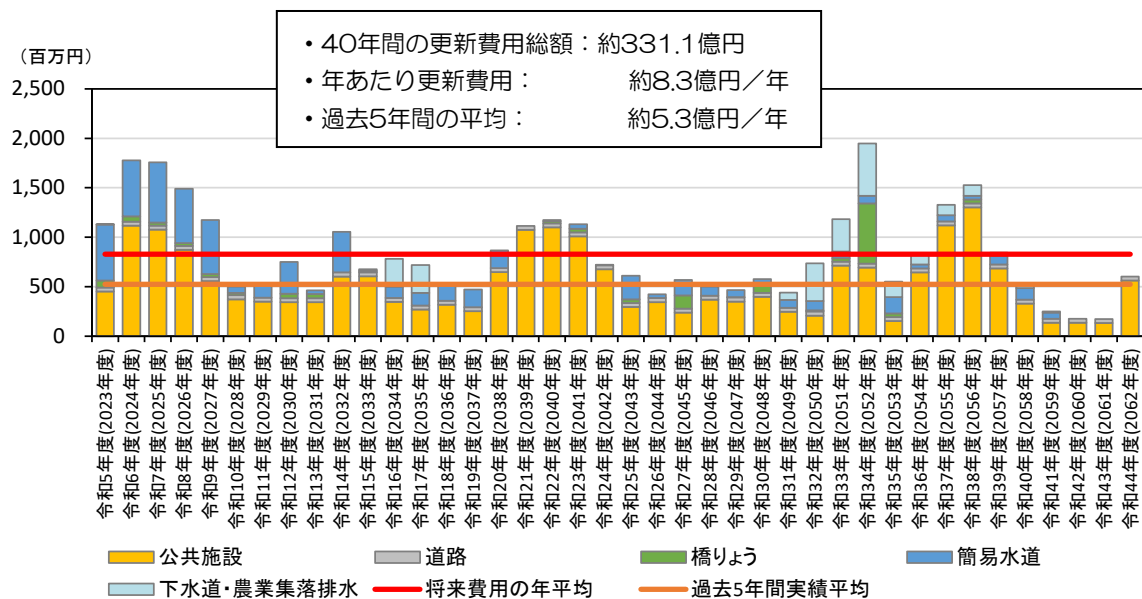
(6)公共施設等に係る将来費用の総額

公共施設等に係る将来費用の総額は、公共施設の試算を基準パターンとした場合、40年間の更新費用総額は約331.1億円、年平均では約8.3億円／年と推計されます。

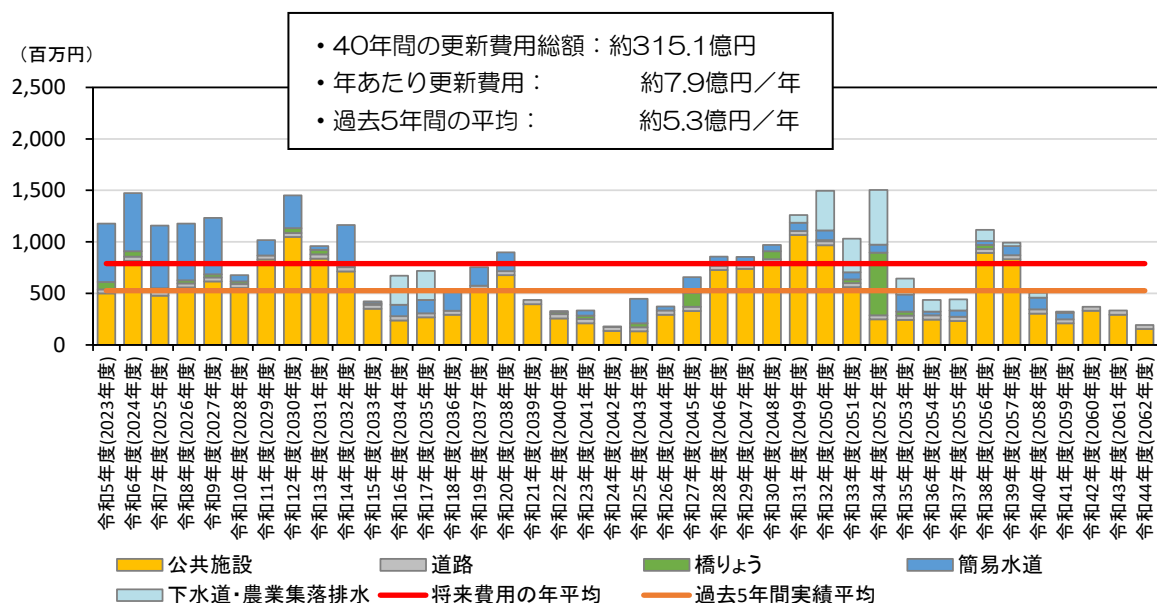
また、公共施設の試算を長寿命化パターンとした場合は、40年間の更新費用総額は約315.1億円、年平均は約7.9億円と推計されます。

長寿命化パターンにおける年あたりの更新費用は過去5年間の実績（約5.3億円）を上回る結果となっており、将来は耐用年数を超えて利用する施設が多くなることから、老朽化状況などを勘案しながら安全に利用できるように配慮することが今後求められます。

■公共施設等に係る将来費用の推計結果（公共施設／基準パターン）



■公共施設等に係る将来費用の推計結果（公共施設／長寿命化パターン）



5. 公共施設等の一体的なマネジメントに関する課題

(1) 公共施設等の老朽化への対応

本町の公共施設は、建築後40年を経過した老朽施設が多く、それらをすべて維持していくためには、修繕・更新等に多額の費用が必要となります。昭和40～50年代に集中的に建築された公共施設の中には、今後数年で建築後40年を経過するものも多く、公共施設の修繕・更新等に係る費用はさらに増大することが予測されます。

また、道路、橋りょう、簡易水道、下水道といった町民生活に大きく影響する施設も多く管理しており、計画的な維持管理・修繕・更新等が必要となります。

こうしたことから、保有又は管理する公共施設等の総量を見極めながら、必要とされる公共施設等を適正な状態で計画的に維持管理・修繕・更新等を行うことが求められます。

(2) 人口減少・少子高齢化の進展

令和2年の国勢調査人口を基準とした場合、本町の一人あたりの施設保有量は20.0㎡/人となり、北海道の町村平均（16.2㎡/人[出典：公共施設状況調（総務省）より算出]）を上回っている状況です。

本町の人口減少は今後も続くと見込まれている上、生産年齢人口の減少と高齢者人口の増加が予想されているため、町民ニーズ等を的確に把握し、必要な公共サービス・施設等の規模を適切に判断していく必要があります。

(3) 財政状況への対応

本町の財政は、今後、公共施設等の修繕・更新等に係る費用の増大や、少子高齢化等へ対応するための歳出増加が予測されます。

さらに、人口減少に伴い、税収も減少することが見込まれるため、公共施設等に関係した歳出をできる限り抑制し、財政負担の軽減・平準化を図る必要があります。

(4) 脱炭素化への対応

世界規模で起きている人口増加や経済活動の拡大によるエネルギー需要の増加等を背景とした温室効果ガスの大量排出によって、環境負荷が増大しています。

地球環境の持続可能性を高めるために、「脱炭素社会の実現」が世界の共通認識となっており、日本は「2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロとする（カーボンニュートラル）」目標を掲げました。

本町においても、2050年までに町内の温室効果ガス排出実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ・ふるびら」を令和2年2月3日に宣言するとともに、「古平町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定し、公共施設における温室効果ガスの排出量削減を推進してきました。

建設費が高く耐用年数が高い公共施設の脱炭素化を効率的に推進するためには、建て替えや大規模改修のタイミングに合わせて再生可能エネルギー設備の導入や省エネルギー化に取り組むことが必要となります。

第3章 公共施設マネジメント基本方針

1. 公共施設等のマネジメントに関する基本的な考え方

公共建築物には築40年を経過する施設が増えてきていますが、今後もこれらの施設を良好な状態で使用していくためには、適切な維持修繕に加え、バリアフリーへの対応や耐震化、省エネルギー性能の向上対策など、時代の変化に応じた対応を図るための大きな改修工事も必要になります。また、生活に必要不可欠なインフラ資産である道路、橋りょう、簡易水道及び下水道などは、安全性を確保した安定的な供用が求められることから、老朽化が進んでいる部分の計画的な更新が必要になってきます。

公共施設等は数十年にわたって利用するものであり、更新（建て替え）は長期的な視点での政策判断が必要となります。将来世代に過度な負担を強いることがないよう、財政構造の変化、公共施設等への住民ニーズの量や質の変化を捉え、必要となる施設を将来にわたり維持するため、公共施設等の管理に関する方針を次のとおり定めます。

2. 基本方針

（1）総資産量の適正化

公共施設については、施設ごとの機能や利用実態を十分考慮し、類似・重複した機能の統廃合及び多機能施設への複合化などを基本として、全町的かつ広域的な視点を持って、将来の人口や年齢構成に見合った効率的・効果的なあり方を検討します。

また、これらを検討した上で、必要とされる公共施設については計画的に更新します。

インフラについては、町民生活における安全性はもちろんのこと、施設の重要性及び道路、上下水道といった施設種別ごとの特性を考慮した整備を実施し、総量の適正化に努めます。

（2）長寿命化の推進

今後も保有すべき公共施設等については、これまでの対症療法的な維持管理（事後保全）から、計画的な維持管理（予防保全）へ転換を進め、施設の劣化が進行する前に、定期的な点検・診断を行い、施設の長寿命化、施設のライフサイクルコストの縮減を図るなど、中長期的な視点に立った計画的な維持修繕に努めます。

（3）維持管理費の抑制

民間企業などが持っているノウハウを積極的に活用し、サービス水準を維持しながらランニングコストの削減や効率的な維持管理に努めます。

3. 公共施設等の適正な管理のあり方

(1)点検・診断等の適正な実施

- 現状行っている定期点検を引き続き適切に行います。
- 点検・診断等の実施結果を蓄積することで、点検・診断等の状況を全庁的に適時に把握します。
- 施設間における保全の優先度の判断を行うにあたっては、劣化診断等を実施するなどにより、経年による劣化状況、外的負荷（気候天候、使用特性等）による性能低下状況及び管理状況を把握し、予防保全的な観点からの検討を行います。

(2)維持管理・修繕・更新等の適正な実施

- 施設の重要度や劣化状況に応じて長期的な視点で優先度をつけて、計画的に改修・更新します。
- 維持管理や修繕に関する情報を蓄積していくことで、維持管理上の課題を適時に把握するとともに、中長期的修繕計画を策定することを検討します。
- 管理運営にあたっては、コスト縮減に向けて民間事業者の活用を推進します。
- 新しい技術や考え方を積極的に取り入れ、維持管理・修繕・更新等を合理的に進めます。

(3)安全の確保

- 点検・診断等により危険性が認められた公共施設等について、ソフト・ハードの両面から安全を確保します。
- 安全の確保にあたっては、災害拠点かどうか、多数の市民の利用がある施設であるかどうかなどの視点から、対応の優先度を検討します。

(4)耐震化の推進

- 公共施設等については、「古平町地域防災計画」において、災害活動の避難、救援、復旧活動拠点として位置づけている施設及び地震発生による人命への重大な被害や市民生活への深刻な影響（ライフラインの停止等）を及ぼす恐れのある施設から、優先して耐震化を行います。
- 耐震化の優先度が低いと判断され、耐震化のための予算確保が難しい耐震基準を満たしていない公共施設等については、他施設やソフト施策による機能の代替可能性を検討した上で、供用停止や更新時の統廃合等の判断を行います。

(5)長寿命化の推進

- 機能的・構造的に更新が困難な施設や、長寿命化を図ることで長期的にみた維持管理・修繕・更新等に係るコスト縮減が可能な施設など、長寿命化を行うことが適当な公共施設等においては、予防保全型管理※の導入や、耐震性能・耐久性の向上を目的とした修繕等を実施することで施設の延命を図ります。
- 公共施設等の更新時には、施工管理を徹底するとともに、高耐久性部材を使用するなどの工夫により、施設の延命を図ります。
- 技術開発の動向を注視し、公共施設等の修繕・更新時には、新技術の積極的な採用を図ります。

※予防保全型管理：損傷が発生してから対応する対症療法的な管理（事後保全型管理）ではなく、耐用年数等から機器や設備の劣化を適切に予測し、事故の発生を未然に防ぐ管理方法。

(6)ユニバーサルデザイン化の推進

- 障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすい町有施設の実現を目指して、「ユニバーサルデザイン2020行動計画」における考え方等を踏まえ、公共施設等の計画的な改修等によるユニバーサルデザイン化の推進を図ります。

(7)脱炭素化の推進

- 地球温暖化対策を推進するため、継続的に施設のエネルギー消費量や温室効果ガスの排出量を把握します。
- 省エネルギー化や再生可能エネルギーの導入を進めることによってエネルギーコストの削減や地域経済活動の活性化が期待されることから、温室効果ガスの排出量を削減する方策を推進します。

(8)施設統廃合や廃止の適正な実施

- 公共施設の見直しにあたっては単純な面積縮減とすることなく、行政サービスとして必要な水準や機能などを意識して検討を行っていきます。
- 少子高齢化や人口減少等の人口動態の変化に対応した公共施設の再編を進めます。
- 公共施設の多機能集約化（1つの公共施設に複数の機能を盛り込み、スペース効率の改善と機能間の連携性を高める取組）の取組を進めていきます。

(9)総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築

- 公共施設等に関する情報を全庁的に一元管理していきます。
- 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に向けて、全庁的な情報共有体制の構築を図ります。
- 公共施設等に関する情報は、公会計管理台帳とも連携させ、地方公会計制度の財務諸表や財産に関する調書とも整合性を図ることで、一貫した資産データに基づくマネジメントを進めていきます。

(10)保有する財産の活用や処分に関する基本方針

- 廃止した施設は、民間等への売却・貸付などを進めることとし、それらが見込めない場合は、老朽化による破損等によって周辺環境や治安に悪影響を及ぼさないよう配慮します。
- 用途廃止していないものの遊休状態が長く続き利用する見込みがない、利用率が低下しているなどの建築物についても、その機能を既存施設へ集約することにより用途廃止を進め、上記と同様の措置を講じるものとします。

第4章 推進方策

1. 推進体制

(1) 庁内の実施体制

公共施設等の更新問題は全庁的に取り組むべき課題であるため、本計画の推進にあたっては組織横断的な取組を進めながら進行管理を行います。

また、基本方針の取組の中には、財政運営に関わる事項もあることから、中長期的な財政収支の状況に注視しながら、公共施設等の維持管理を推進します。

(2) 広域的な連携

いずれの自治体においても、社会保障関係や公共施設等の更新に係る費用が財政面を圧迫していくことは共通の認識として既に顕在化しており、今後は、行政運営においても、個々の自治体で関連施策を推進していくより、近隣自治体あるいは国、道と連携して取り組む方が、各自治体にとってより効果的・効率的に施策を推進できることも考えられます。

現在、16町村により構成される後志広域連合では、介護保険事務等の実施事務をはじめ、その他事務の広域化に係る調査研究事務が実施されております。

基本方針の取組の推進にあたっては、さらなる広域的な連携の可能性も視野に入れながら、取組を推進します。

(3) 町民との協働体制

今後、本計画に基づき、公共施設等の再編などを進める場合には、施設利用者や町民との情報共有を図り、施設の方向性の協議を行います。

2. PDCAサイクルの推進方針

本計画の推進にあたっては、マネジメントシステムの基本であるPLAN（計画）、DO（実行）、CHECK（評価）、ACT（改善）のPDCAサイクルにより、個別施設計画の推進状況や本計画に掲げた方針の推進状況などを全庁的かつ横断的な会議体で評価・検証し、計画推進方法を改善します。

また、本計画の内容については、今後の財政状況や社会情勢の変化に応じて、適宜見直しを行います。さらに、公共施設等の適正配置の検討にあたっては、議会や町民に対して随時情報提供を行い、方向性の共有を目指します。

3. 地方公会計制度の活用

本町では、平成28年度から「統一的な基準による地方公会計」による固定資産台帳を整備しています。

今後も公共施設等を財政面からも適正に管理をしていくために、地方公会計制度の財務諸表や固定資産台帳と整合性を図ることで、施設ごとの資産の状況や維持管理費の把握など、一貫した資産データに基づく施設マネジメントを推進します。

Ⅱ 施設類型別基本方針

第1章 公共施設のマネジメント方針

1. 町民文化系施設

(1) 施設の概要

【建物情報】

施設名称	延床面積 (㎡)	建築 年度	耐用 年数	老朽度	耐震 基準	耐震 診断	耐震化 要否	避難所
旧沖町住民センター	196.02	1979	22	195%	旧	未実施	不明	-
沖町住民センター	136.67	2015	22	32%	新	不要	不要	○
ふれあいセンターさわえ	243.72	2002	34	59%	新	不要	不要	○
明和地区住民集会所	163.62	1980	22	191%	旧	未実施	不明	○
中央地区住民集会所	123.12	1979	22	195%	旧	未実施	不明	-
西部地区住民集会所	122.31	1981	22	186%	旧	未実施	不明	-
漁村研修施設（漁港会館）	534.50	1976	47	98%	旧	未実施	不明	○
地域交流センター （複合施設かなえーる）	1,453.65	2021	50	2%	新	不要	不要	○
計	2,973.61							

※令和5年3月末現在

【運営管理】

施設名称	管理形態	管理者
沖町住民センター	直営	総務課総務係
ふれあいセンターさわえ	町内会	総務課総務係
明和地区住民集会所	直営	総務課総務係
中央地区住民集会所	直営	総務課総務係
西部地区住民集会所	直営	総務課総務係
漁村研修施設（漁港会館）	直営	総務課総務係
地域交流センター （複合施設かなえーる）	直営	総務課総務係

※令和5年3月末現在

(2) 現況と課題

施設名称	現況と課題
旧沖町住民センター	・旧沖町住民センターは昭和54年に建設された施設で、現在は倉庫として活用しています。
沖町住民センター	・平成27年度に建設された集会施設で、建物には大きな問題はありません。
ふれあいセンターさわえ	・建設から20年程度経過していますが、必要に応じて修繕を行っているため、建物に大きな課題はありません。
住民集会所（明和地区、中央地区、西部地区）	・昭和50年代に建設された集会施設で、経年劣化がみられるものの建物には大きな問題はありません。

施設名称	現況と課題
漁村研修施設（漁港会館）	平成11年度に大規模改修を実施してから20年以上を経過しており、経年劣化がみられる状況です。令和5年度に窓枠改修及び内部仕上げの改修を予定しています。
地域交流センター （複合施設かなえーる）	- 庁舎及び防災拠点機能との複合施設として令和4年度に建設されました。 - 大ホール、多目的室、視聴覚室、和室などは仕切りを変えることができるため、目的に応じた使用が可能な施設となっています。

（３）管理の基本方針

- 集会施設については、施設の劣化状況に応じて、長期的な視点で優先度をつけて改修を行います。
- 耐用年数までは現状機能を維持し、建物の修繕を行いながら継続利用することを基本とします。今後、耐用年数を超えての利用については、建物の劣化状況や利用状況、地域住民の意向等から総合的に判断し、施設利用の継続可否を判断します。

2. 社会教育系施設

（１）施設の概要

【建物情報】

施設名称	延床面積 (㎡)	建築 年度	耐用 年数	老朽度	耐震 基準	耐震 診断	耐震化 要否	避難所
民俗資料室	310.10	1978	50	88%	旧	実施済	実施済	-
民俗資料室 渡り廊下	20.70	1982	22	182%	新	不要	不要	
民俗資料室 附属施設	63.00	1988	38	89%	新	不要	不要	
図書館（複合施設かなえーる）	561.33	2021	50	2%	新	不要	不要	
計	955.13							

※令和5年3月末現在

【運営管理】

施設名称	管理形態	管理者
民俗資料室	指定管理	社会福祉法人古平福祉会
図書館（複合施設かなえーる）	直営	（運営）教育委員会生涯学習係 （維持管理）総務課総務係

※令和5年3月末現在

（２）現況と課題

施設名称	現況と課題
民俗資料室	- 旧古平高等学校を北海道から移管を受け、武道場を民俗資料室として古民具等を収蔵・展示しています。 - 建物の老朽化が進んでいるため、修繕を行いながら活用していますが、現在は雨漏りが発生している状況です。

施設名称	現況と課題
図書館（複合施設かなえーる）	・庁舎及び防災拠点機能との複合施設として令和4年度に建設されました。 ・町内の子ども達が描いた絵を壁柱に「Pコンアート」として埋め込み、町民に長く親しまれる施設を目指しています。 ・蔵書は年次で徐々に増やす計画となっており、最終的には2万冊の蔵書になる予定です。 ・システムによる蔵書の検索や自動返却機の設置など、本の貸出・返却の利便性にも配慮しています。

（３）管理の基本方針

○点検・診断等により、危険性があると判断された箇所については、緊急的な修繕などを行い、利用者が安心して利用できるように安全確保を図ります。

○民俗資料室は建物の老朽化が進んでいますが、必要に応じて修繕を行い、今後も継続して古民具等の収蔵・展示施設として継続利用します。

3. スポーツ・レクリエーション系施設

（１）施設の概要

【建物情報】

建物名称	延床面積 (㎡)	建築 年度	耐用 年数	老朽度	耐震 基準	耐震 診断	耐震化 要否	避難所
古平町武道館	429.00	1986	34	106%	新	不要	不要	○
古平町B&G海洋センター	2,910.39	1995	47	57%	新	不要	不要	○
古平町B&G海洋センター前車庫	18.20	2017	30	17%	新	不要	不要	
中島公園スポーツレクリエーション広場 便所	25.64	1998	38	63%	新	不要	不要	-
ふるびらあいランド広場 パークゴルフ場 休憩室	55.49	2004	24	75%	新	不要	不要	-
家族旅行村 管理棟	210.30	1984	41	93%	新	不要	不要	-
家族旅行村 ケビン10棟	234.90	1984	24	158%	新	不要	不要	-
家族旅行村 ケビン2棟	53.46	1986	24	150%	新	不要	不要	-
家族旅行村 ケビン3棟	70.47	1987	24	146%	新	不要	不要	-
家族旅行村 ケビン1棟	23.61	1988	24	142%	新	不要	不要	-
家族旅行村 ケビン2棟	46.98	1989	24	138%	新	不要	不要	-
家族旅行村 ケビン2棟	46.98	1990	24	133%	新	不要	不要	-
家族旅行村 センターハウス	303.57	1986	50	72%	新	不要	不要	-
家族旅行村 便所	29.76	1984	15	253%	新	不要	不要	-
歌棄海岸 便所	18.08	1989	34	97%	新	不要	不要	-
歌棄海岸 シャワー・給水施設	43.66	1990	38	84%	新	不要	不要	-

建物名称	延床面積 (㎡)	建築 年度	耐用 年数	老朽度	耐震 基準	耐震 診断	耐震化 要否	避難所
温泉保養センター (日本海ふるびら温泉しおかぜ)	649.81	2011	47	23%	新	不要	不要	○
計	5,170.30							

※令和5年3月末現在

【運営管理】

施設名称	管理形態	管理者
古平町武道館	直営	教育委員会生涯スポーツ係
古平町B&G海洋センター	指定管理	株式会社共立メンテナンス
中島公園スポーツレクリエーション広場	直営	教育委員会生涯スポーツ係
ふるびらあいランド広場 パークゴルフ場	指定管理	太平ビルサービス株式会社
家族旅行村	直営	産業課商工観光係
歌棄海岸 便所・シャワー・給水施設	直営	産業課商工観光係
温泉保養センター (日本海ふるびら温泉しおかぜ)	指定管理	株式会社東洋実業

※令和5年3月末現在

(2)現況と課題

施設名称	現況と課題
古平町武道館	・築30年で老朽化が進んできており、外壁はひび割れ箇所がみられます。また、強い風雨の際に雨漏りが発生することがあるため、修繕等により対応を行っています。 ・暖房は遠赤外線です部品が古くなってきているため、交換が必要と考えられます。
古平町B&G海洋センター	・メインアリーナのほかにサブアリーナとミーティングルーム、プールがあり、サブアリーナは剣道連盟及び卓球、フォークダンスなどで利用されています。 ・外壁は老朽化がみられるほか、暖房やボイラーも劣化が進んでいる状況にあるため、修繕計画を策定して対応する予定となっています。
中島公園スポーツレクリエーション広場	・平成27年度にグラウンド内野部分のかき起こしと、黒土入れを実施しました。 ・照明が老朽化しており、現在は使用していない状況です。
ふるびらあいランド広場 パークゴルフ場	・日本パークゴルフ協会パークゴルフコース設置基準を満たす、全27ホールの公認コースです。 ・コース案内板やベンチが老朽化しているため、令和4年度中に修繕を予定しています。
家族旅行村	・コロナ禍の影響等により現在は施設の利用を停止しています。 ・建物は全体的に老朽化が進んできており、管理棟は軒の部分に破損がみられるほか、施設の水道は漏水があるため利用再開にあたっては修繕が必要な状況です。 ・旧スキー場のロッジとして使われていたセンターハウスは、現在使用されておらず、今後の活用方法が課題となっています。 ・今後、施設全体の利用を再開するかどうかは検討中です。
歌棄海岸 便所、シャワー・給水施設	・建物は必要に応じて小修繕を実施し、維持管理を行っています。
温泉保養センター (日本海ふるびら温泉しおかぜ)	・建設から10年以上を経過し、経年劣化がみられるようになってきており、渡り廊下は腐食があるため修繕対応が必要な状況となっています。

(3)管理の基本方針

- 点検・診断等により危険性があると判断された箇所については、緊急的な修繕を行い、利用者が安心して利用できるように安全の確保を図ります。
- 維持管理費の削減に向け、運用面での工夫や設備における省エネ化策を検討します。
- スポーツ系施設は今後も施設維持を行うことを基本方針とします。
- 家族旅行村は、施設の老朽化状況や利用ニーズ等をもとに今後の方向性についての検討を進めます。

4. 産業系施設

(1)施設の概要

【建物情報】

施設名称	延床面積 (㎡)	建築 年度	耐用 年数	老朽度	耐震 基準	耐震 診断	耐震化 要否
町営牧場機械格納庫	60.00	1987	31	113%	新	不要	不要
町営牧場衛生舎	141.60	1988	31	110%	新	不要	不要
町営牧場看視舎	29.16	1988	24	142%	新	不要	不要
水産物流通荷さばき施設	1,112.40	2013	31	29%	新	不要	不要
漁港便所（みなと公園）	21.47	2006	34	47%	新	不要	不要
漁港便所（北地先）	20.50	1988	34	100%	新	不要	不要
漁港便所（加工協）	13.66	1997	34	74%	新	不要	不要
漁港便所（船揚場）	13.66	1990	34	94%	新	不要	不要
計	1,412.45						

※令和5年3月末現在

【運営管理】

施設名称	管理形態	管理者
町営牧場	直営	産業課農林係
水産物流通荷さばき施設	指定管理	東しゃこたん漁業協同組合
漁港便所	直営	産業課水産係

※令和5年3月末現在

(2)現況と課題

施設名称	現況と課題
町営牧場	・牧場としての機能は現在廃止しており、収納庫は車庫兼倉庫として活用しています。 ・風雪により建物や設備の老朽化が進んでおり、最低限の修繕のみ実施しています。
水産物流通荷さばき施設	・整備されてから約10年経過していますが、建物及び設備に大きな課題はありません。
漁港便所	・必要に応じて修繕対応を行っており、大きな課題はありません。

(3)管理の基本方針

- 今後も継続して利用されると考えられる施設は、継続的に点検・修繕を行い、記録・蓄積することで施設の長寿命化、コストの削減に活かしていきます。
- 維持管理費の削減に向け、運用面での工夫や設備における省エネ化策を検討します。
- 点検・診断等により、危険性があると判断された箇所については、緊急的な修繕などを行い、利用者が安心して利用できるように安全確保を図ります。

5. 学校教育系施設

(1)施設の概要

【建物情報】

施設名称	延床面積 (㎡)	建築 年度	耐用 年数	老朽度	耐震 基準	耐震 診断	耐震化 要否	避難所
古平小学校	4,983.80	2011	47	23%	新	不要	不要	○
古平中学校	4,269.00	1994	47	60%	新	不要	不要	○
栄教職員住宅（1棟2戸）	132.70	1980	47	89%	旧	未実施	不明	-
栄教職員住宅	76.54	1994	22	127%	新	不要	不要	-
栄教職員住宅	76.54	1995	22	123%	新	不要	不要	-
清住教職員住宅	76.14	1992	22	136%	新	不要	不要	-
清住教職員住宅	103.68	1993	22	132%	新	不要	不要	-
古平中学校校長職員住宅	105.57	2014	22	36%	新	不要	不要	-
給食センター車庫	23.24	2020	30	7%	新	不要	不要	-
計	9,847.21							

※令和5年3月末現在

【運営管理】

施設名称	管理形態	管理者
古平小学校	直営	教育委員会管理係
古平中学校	直営	教育委員会管理係
教職員住宅	直営	教育委員会管理係
給食センター	直営	教育委員会給食センター

※令和5年3月末現在

(2)現況と課題

施設名称	現況と課題
古平小学校	・建設から約10年しか経過しておらず、建物には大きな課題はありません。 ・体育館屋根からの落雪により、校舎部分に雨漏りが出てきています。
古平中学校	・建設から30年近く経過しているため建物全体に老朽化がみられる状況にあり、屋上防水や給排水設備は老朽化への対応が今後必要になる可能性があります。 ・外壁は貼り替えを行ったほか、和式トイレの洋式化の対応を行いました。
教職員住宅	・建物は老朽化が進んできているものもありますが、修繕等を実施し住居としての利用に支障がないよう管理しています。

施設名称	現況と課題
給食センター	・古平小学校内にあり、建設から約10年しか経過しておらず、建物に大きな課題はありません。

(3)管理の基本方針

- 児童・生徒に安全で快適な学習環境を提供するため、また災害時において避難所としての機能確保を行うため、学校施設を定期的に点検し、改修・修繕が必要な箇所への対応を速やかに行います。
- 教員住宅は必要に応じて改修・修繕を行い、居住者にとって快適な環境づくりに努めます。
- 将来的な教員住宅の再整備にあたっては、適正規模の戸数整備を念頭に置き、町内住環境や入居者数を勘案しながら整備を進めます。

6. 子育て支援施設

(1)施設の概要

【建物情報】

施設名称	延床面積 (㎡)	建築 年度	耐用 年数	老朽度	耐震 基準	耐震 診断	耐震化 要否	避難所
幼児センター (保育所・子育て支援センター)	884.54	2005	34	50%	新	不要	不要	○
計	884.54							

※令和5年3月末現在

【運営管理】

施設名称	管理形態	管理者
幼児センター (保育所・子育て支援センター)	直営	町民課社会福祉係

※令和5年3月末現在

(2)現況と課題

施設名称	現況と課題
幼児センター (保育所・子育て支援センター)	・天井に染みの出る箇所がありましたが、屋根補修工事を完了しており、現在は建物に大きな課題はありません。 ・建設から20年近く経過し、機械設備等には修繕が必要な箇所が幾つか出てきており、交換時期が近いものがあると考えられます。

(3)管理の基本方針

- 園児に安全な保育環境を提供するため、施設を定期的に点検し、改修・修繕が必要な箇所への対応を速やかに行います。
- 保育の質の向上に向けて、受け入れる園児の年齢等に合わせて保育士等の人員を確保するとともに、快適な保育環境の実現に向けた対応を行います。

7. 保健・福祉施設

(1) 施設の概要

【建物情報】

施設名称	延床面積 (㎡)	建築 年度	耐用 年数	老朽度	耐震 基準	耐震 診断	耐震化 要否	避難所
高齢者福祉センター (元気プラザ)	1,894.33	2003	47	40%	新	不要	不要	○
高齢者複合施設 (ほほえみくらす)	3,143.95	1978	47	94%	旧	実施済	実施済	○
地域福祉センター	1,517.16	1996	47	55%	新	不要	不要	○
地域福祉センター(車庫)	93.33	1996	31	84%	新	不要	不要	-
計	6,648.77							

※令和5年3月末現在

【運営管理】

施設名称	管理形態	管理者
高齢者福祉センター (元気プラザ)	直営	保健福祉課高齢者支援係
高齢者複合施設 (ほほえみくらす)	指定管理	社会福祉法人古平福祉会
地域福祉センター	指定管理	古平町社会福祉協議会

※令和5年3月末現在

(2) 現況と課題

施設名称	現況と課題
高齢者福祉センター (元気プラザ)	・地域包括支援センター機能及び高齢者向け住宅機能(高齢者支援ハウス)を提供している施設です。 ・機械設備等は耐用年数が過ぎているものもあり、今後は計画的に交換していく必要があります。
高齢者複合施設 (ほほえみくらす)	・旧古平高等学校の校舎を大規模改修し、高齢者向け住居と障がい者の就労支援施設を併せもつ複合施設です。 ・旧耐震基準の建物ですが、耐震化により耐震性は担保されています。 ・修繕が必要な状況にあった軒先部分は修繕工事を完了しました。
地域福祉センター	・デイサービス、訪問介護、併設型ショートステイの機能を提供する施設で、集会場や研修室も備えています。 ・建物や機械設備等の修繕は古平町社会福祉協議会と協議しながら進めており、電気設備の送電を高圧から低圧に変更する工事及びトイレ及び浴槽の排水管の逆勾配解消工事などを実施しました。

(3) 管理の基本方針

- 利用者が安心して利用できるよう、継続的に点検・診断を実施するとともに、点検・診断等の履歴を集積・蓄積することで、老朽化対策等に活かしていきます。
- 点検及び診断等の結果に基づいて施設の適切な維持管理を行い、必要な修繕を行うことで、コストの縮減・平準化を実施していきます。

8. 医療施設

(1) 施設の概要

【建物情報】

施設名称	延床面積 (㎡)	建築 年度	耐用 年数	老朽度	耐震 基準	耐震 診断	耐震化 要否
町立診療所	1,333.07	2002	50	40%	新	不要	不要
医師住宅	162.00	2004	22	82%	新	不要	不要
医師住宅	130.83	2017	30	17%	新	不要	不要
計	1,625.90						

※令和5年3月末現在

【運営管理】

施設名称	管理形態	管理者
町立診療所	直営	町立診療所管理係
医師住宅	直営	町立診療所管理係

※令和5年3月末現在

(2) 現況と課題

施設名称	現況と課題
町立診療所	- 平成28年度から指定管理による町立診療所として管理運営を行っています。 - 建設から約20年を経過しているため建物には経年劣化がみられ、鋼製の建具にさびや腐食が出てきています。
医師住宅	- 平成17年度に建設された住宅は経年劣化が進んできており、外壁の修繕対応が近い将来必要になると考えられます。 - 平成28年度に建設された住宅は、必要に応じて修繕等を行っており、建物として大きな課題はありません。

(3) 管理の基本方針

- 医療を受ける人が安心して利用できるよう、継続的に点検・診断を実施するとともに、点検・診断等の履歴を集積・蓄積することで、老朽化対策等に活かしていきます。
- 建物の安全性を確保するため、進行する老朽化に対し、適切な時期及び方法で必要な修繕を行います。
- 診療所の稼働を担保するため、施設設備の改修・修繕及び機器の交換は予防保全を基本とします。

9. 行政系施設

(1) 施設の概要

【建物情報】

施設名称	延床面積 (㎡)	建築 年度	耐用 年数	老朽度	耐震 基準	耐震 診断	耐震化 要否
庁舎（複合施設かなえーる）	1,240.45	2021	50	2%	新	不要	不要
防災センター（複合施設かなえーる）	518.88	2021	50	2%	新	不要	不要
防災備品庫（複合施設かなえーる）	112.72	2021	50	2%	新	不要	不要
防災棟	438.19	2021	50	2%	新	不要	不要
災害備蓄庫（小学校）	21.34	2013	24	38%	新	不要	不要
災害備蓄庫（温泉）	21.34	2013	24	38%	新	不要	不要
北後志消防組合古平支署	740.00	1979	38	113%	旧	未実施	不明
消防第2分団	129.60	1979	24	179%	旧	未実施	不明
職員住宅（旧丸山教員住宅）	72.90	1977	22	205%	旧	未実施	不明
職員住宅6・7号	118.19	1978	34	129%	旧	不要	不要
職員住宅8・9号	118.19	1979	34	126%	旧	不要	不要
職員住宅10・11・12号	177.29	1979	34	126%	旧	不要	不要
計	3,709.09						

※令和5年3月末現在

【運営管理】

施設名称	管理形態	管理者
庁舎（複合施設かなえーる）	直営	総務課総務係
防災センター（複合施設かなえーる）	直営	（運営）企画課企画防災係（維持管理）総務課総務係
防災備品庫（複合施設かなえーる）	直営	（運営）企画課企画防災係（維持管理）総務課総務係
防災棟	直営	（運営）企画課企画防災係（維持管理）総務課総務係
災害備蓄庫（小学校、温泉）	直営	企画課企画防災係
北後志消防組合古平支署	直営	北後志消防組合古平支署
消防第2分団	直営	北後志消防組合古平支署
職員住宅	直営	総務課総務係

※令和5年3月末現在

(2) 現況と課題

施設名称	現況と課題
庁舎（複合施設かなえーる）	- 地域交流センター及び防災拠点機能との複合施設として令和4年度に建設されました。 - 各種の省エネ技術を取り入れた建物で、新築公共建築物において「ZEB（ZEB Ready）」認証を取得した北海道内初の建物です。
防災センター、防災備品庫（複合施設かなえーる）	地域防災センター、防災無線室及び防災備品庫を備えた防災拠点機能として複合施設内に設置されている施設です。

施設名称	現況と課題
防災棟	- 避難所として複合施設かなえーるが活用される場合の防災備蓄庫及び地下に重油タンクがある施設です。 - 自家用発電機により72時間継続して電気を供給することがきます。
災害備蓄庫	- 古平小学校及び温泉施設に設置したカスケードガレージの倉庫です。 - 越冬後に倉庫内の備蓄品が湿気を帯びてしまう課題があり、ウレタン吹き付け等による対策が必要です。
北後志消防組合古平支署	- 昭和54年度に建設されたため、全体的に建物の経年劣化が進んでおり、屋上及び外壁は近い将来に改修が必要です。 - 車庫の柱部分は腐食しているほかコンクリートに割れがみられます。また、ホース乾燥庫は経年劣化によりさびがひどくなっている状況です。 - 敷地内のアスファルトにはへこみがみられ、側溝のグレーチングとの段差が出てきている状況です。
消防第2分団	- 昭和54年度に建設された建物のため経年劣化が進んでおり、特にサイディングを中心とした外壁の老朽化対策が必要な状況です。 - 建物前の防火水槽は送水口が腐食しているため、近くにある消火栓から注水している状況です。また、防火水槽には一部漏れがあるため修繕等の対応が必要です。
職員住宅	老朽化が進んでおり、必要に応じて修繕等を行っています。

(3)管理の基本方針

- 複合施設かなえーるは役場庁舎として町の中核施設であるだけでなく、防災や災害時対策の拠点となる重要な施設であることから、今後も施設の点検及び修繕を通じて現施設の長寿命化を図ります。
- 北後志消防組合古平支署は防災及び救急の拠点となる重要な施設であることから、今後も点検等に基づく施設の修繕を進めますが、建物全体の老朽化が進んでいることから、中長期的な財政状況等を踏まえた上で大規模改修や建て替えに関する検討を進める必要があります。
- 点検や診断結果等に基づき、維持管理、修繕を行うことでトータルコストの縮減・平準化に取り組みます。
- 点検・診断により、危険性があると判断された箇所については、緊急的な修繕などを行い、安全の確保を図ります。

10. 公営住宅

(1) 施設の概要

【建物情報】

施設名称	延床面積 (㎡)	建築 年度	耐用 年数	老朽度	耐震 基準	耐震 診断	耐震化 要否
旭団地							
旭団地 3棟12戸	520.80	1970	45	116%	旧	実施済	不要
旭団地 5棟21戸	911.40	1971	45	113%	旧	実施済	不要
栄団地							
栄団地 2棟8戸	398.43	1975	45	104%	旧	実施済	不要
栄団地 1棟5戸	227.28	1974	45	107%	旧	実施済	不要
栄団地 2棟8戸	423.04	1977	45	100%	旧	実施済	不要
栄団地 1棟4戸	226.80	1978	45	98%	旧	実施済	不要
栄団地 1棟4戸	236.40	1979	45	96%	旧	実施済	不要
栄団地 1棟4戸	251.96	1980	45	93%	旧	実施済	不要
栄団地 1棟4戸	253.72	1981	45	91%	旧	実施済	不要
栄団地 1棟4戸	254.80	1982	45	89%	新	不要	不要
栄団地 1棟4戸	254.80	1983	45	87%	新	不要	不要
栄団地 1棟4戸	263.92	1990	45	71%	新	不要	不要
中央団地							
中央団地 1棟4戸	223.18	1979	45	96%	旧	実施済	不要
中央団地 1棟4戸	265.40	1980	45	93%	旧	実施済	不要
清住団地 1棟18戸	1,901.45	2004	70	26%	新	不要	不要
清川団地							
清川団地A棟 1棟4戸	257.13	2015	30	23%	新	不要	不要
清川団地B棟 1棟4戸	257.13	2016	30	20%	新	不要	不要
清川団地C棟 1棟8戸	643.42	2017	70	7%	新	不要	不要
清丘団地							
清丘団地 2棟4戸	178.20	1968	45	120%	旧	実施済	不要
清丘団地 6棟12戸	467.72	1969	45	118%	旧	実施済	不要
清丘団地 3棟6戸	255.20	1970	45	116%	旧	実施済	不要
清丘団地 3棟6戸	239.28	1971	45	113%	旧	実施済	不要
御崎団地 7棟23戸	947.12	1972	45	111%	旧	実施済	不要
新栄団地 1棟12戸	1,200.90	2000	70	31%	新	不要	不要
計	11,059.48						

※令和5年3月末現在

【運営管理】

施設名称	管理形態	管理者
公営住宅	直営	建設水道課建設管理係

※令和5年3月末現在

(2)現況と課題

施設名称	現況と課題
公営住宅	・長寿命化計画に基づき公営住宅の修繕及び建て替え等を進めており、令和4年度に計画の見直しを行っています。 ・清川団地は昭和40年代に建設された建物を除却し、平成27年度から平成29年度に建て替えを行いました。

(3)管理の基本方針

- 「古平町公営住宅等長寿命化計画」に基づき、長寿命化を基本として計画的に建物の管理を継続します。また、今後の人口の動向を鑑みながら、「古平町公営住宅等長寿命化計画」の見直しを定期的を実施します。
- 老朽化する住宅の長寿命化を図るため、定期的に必要な点検・診断や修繕を実施します。また点検・診断等の履歴を集積・蓄積し、維持管理、修繕等を含む老朽化対策に活かします。

11. 公園

(1)施設の概要

【施設情報】

施設名称	敷地面積 (㎡)	供用開始 年度	主要な設備	避難 場所
あけぼの公園	1,900.00	1973	各種遊具	○
まるやま公園	2,200.00	1974	各種遊具	○
みどり公園	4,700.00	1975	各種遊具	○
きよおか公園	1,300.00	1976	各種遊具	○
さわえ公園	2,800.00	1980	各種遊具	○
さかえ公園	2,900.00	1981	各種遊具	○
中島公園	10,500.00	1979	各種遊具	-
明和公園	-	1990	各種遊具	-
冷水公園	-	1982	各種遊具	-
みなと公園	3,613.51	1988	各種遊具	-
計	29,913.51			

※令和5年3月末現在

【運営管理】

施設名称	管理形態	管理者
あけぼの公園	直営	建設水道課土木係
まるやま公園	直営	建設水道課土木係
みどり公園	直営	建設水道課土木係
きよおか公園	直営	建設水道課土木係
さわえ公園	直営	建設水道課土木係
さかえ公園	直営	建設水道課土木係
中島公園	直営	建設水道課土木係
明和公園	直営	建設水道課土木係
冷水公園	直営	建設水道課土木係
みなと公園	直営	産業課水産係

※令和5年3月末現在

(2)現況と課題

施設名称	現況と課題
あけぼの公園、まるやま公園、みどり公園、きよおか公園、さわえ公園、さかえ公園、中島公園、明和公園、冷水公園、みなと公園	- 公園敷地内は必要に応じて芝刈り等の維持管理を行っています。 - 遊具の大半は昭和50年代に整備されたもので、老朽化が進んでいます。

(3)管理の基本方針

- 敷地内にある設備の点検を定期的実施し、損傷が見つかった場合には速やかに対策を行い、公園利用者の安全確保に努めます。
- 遊具は老朽化が進んでいるため、計画的に更新を進めていきます。

12. 供給処理施設

(1)施設の概要

【建物情報】

施設名称	延床面積 (㎡)	建築 年度	耐用 年数	老朽度	耐震 基準	耐震 診断	耐震化 要否
クリーンセンター (管理水処理棟)	627.60	2002	31	65%	新	不要	不要
クリーンセンター(車庫棟)	130.00	2002	31	65%	新	不要	不要
クリーンセンター(破碎棟)	110.40	2002	31	65%	新	不要	不要
計	868.00						

※令和5年3月末現在

【運営管理】

施設名称	管理形態	管理者
クリーンセンター	直営	町民課生活環境係

※令和5年3月末現在

(2)現況と課題

施設名称	現況と課題
クリーンセンター	・機械設備は修繕が必要な箇所が出てきているため、破砕機や汚泥脱水機などの修繕及び更新を計画的に進める予定です。

(3)管理の基本方針

- 今後も定期的に点検・診断及びメンテナンスを継続し、施設の長寿命化を図っていきます。
- 建物の安全性を確保するため、進行する老朽化に対し、適切な時期及び方法で改修・修繕を行います。

13. その他公共施設

(1)施設の概要

【建物情報】

施設名称	延床面積 (㎡)	建築 年度	耐用 年数	老朽度	耐震 基準	耐震 診断	耐震化 要否
火葬場	172.70	2020	50	4%	新	不要	不要
小学校フィルター棟	200.00	2017	50	10%	新	不要	不要
沢江町バス待合所	3.60	1994	24	117%	新	不要	不要
沖町バス待合所	5.71	2000	30	73%	新	不要	不要
旧古平高等学校体育館	1,158.90	1979	34	126%	旧	実施済	実施済
その他の建物（歯科診療所）	92.56	1975	24	196%	旧	未実施	不明
計	1,633.47						

※令和5年3月末現在

【運営管理】

施設名称	管理形態	管理者
火葬場	直営	町民課生活環境係
小学校フィルター棟	直営	企画課企画防災係
バス待合所	直営	企画課企画防災係
旧古平高等学校体育館	直営	保健福祉課高齢者支援係
その他の建物（歯科診療所）	直営	総務課総務係

※令和5年3月末現在

(2) 現況と課題

施設名称	現況と課題
火葬場	・旧火葬場の老朽化が進んでいたため、令和2年度に環境に配慮した施設として建て替えを行いました。
小学校フィルター棟	・原子力災害に対応するための施設で、小学校体育館を中心に陽圧化を行う設備が格納されています。 ・平成29年度に建設された設備のため、現在は大きな問題はありません。
バス待合所	・沢江町バス待合所は必要に応じて修繕等を行っており、建物に大きな課題はありません。 ・沖町バス待合所は屋根が沈んでいる上、扉の開け閉めがし難い状況のため、今後除却を行う予定です。
旧古平高等学校体育館	・旧耐震基準の建物ですが、耐震化により耐震性は担保されています。 ・災害時の避難場所として有効な施設ではありますが、平時の利活用方法が課題となっています。
その他の建物（歯科診療所）	・昭和50年度に建設された旧耐震基準の建物で、現在は民間への貸与により歯科診療所として活用されています。 ・今後は借り主と協議しながら今後の維持管理の方針について検討を進める必要があります。

(3) 管理の基本方針

- 今後も定期的に点検・診断及びメンテナンスを継続し、施設の長寿命化を図っていきます。
- 町民に安全な利用環境を提供するため、改修・修繕が必要な箇所への対応を速やかに行います。
- 維持管理費の削減に向け、運用面での工夫や設備における省エネ化策を検討します。
- 建物の安全性を確保するため、進行する老朽化に対し、適切な時期及び方法で改修・修繕を行います。

第2章 インフラのマネジメント方針

1. 道路

(1) 現況と課題

施設名称	現況と課題
町道	・町道は事業計画を策定し、新規整備及び修繕を計画的に進めています。 ・豪雪地帯のため排雪量が多く、除雪のコスト負担が大きいことも課題となっています。
林道	・交通量が少ないことから、極端に傷んでいる路面のみ修繕を行うなど維持管理に係る費用の縮減を図っています。 ・平成28年度に環境改良工事を実施しました。

(2) 管理の基本方針

- すべての道路を同程度のサービス水準で維持することは困難であることから、パトロール等による路面の劣化状況の確認や道路の交通量や自治体要望などを踏まえて優先度を評価し、計画的に維持管理・修繕・更新等を行います。
- 日々の管理については、トータルコストの縮減を目指して定期的な点検・診断などの結果を活かした予防保全型の維持管理に努めます。
- 点検・診断などの履歴を集積・蓄積し、維持管理・修繕・更新を含む老朽化対策などに活かします。

2. 橋りょう

(1) 現況と課題

施設名称	現況と課題
町道橋りょう	・長寿命化計画の対象橋りょう25橋のほか、対象橋外橋りょうとして3橋あります。 ・「古平町橋梁長寿命化修繕計画」に基づき計画的に町道橋りょうの点検・修繕を推進しており、現時点では大きな課題はありません。
林道橋りょう	・長寿命化計画の対象橋りょうは1橋あります。 ・「古平町林道施設長寿命化計画（個別施設計画）」に基づき計画的に林道橋りょうの点検を行っており、現時点では大きな課題はありません。

(2) 管理の基本方針

- 「古平町橋梁長寿命化修繕計画」に基づいて、橋りょうの点検・修繕・長寿命化を推進します。
- 定期点検に基づく橋りょうの健全度に基づき、低コストかつ長寿命化を図ることができる最適な修繕計画を立案します。また、コスト縮減のため新技術の採用等も検討します。
- 点検・診断等の履歴を集積・蓄積し、維持管理・修繕・更新を含む老朽化対策などに活かします。
- 点検・診断等は5年ごとに実施し、その結果を踏まえ修繕計画を見直します。

3. 簡易水道施設

(1) 施設の概要

【建物情報】

施設名称	延床面積 (㎡)	建築 年度	耐用 年数	老朽度 (%)	耐震 基準	耐震 診断	耐震化 要否
上水道浄水場	1,507.14	1976	38	121%	旧	未実施	不明
群来町配水施設	19.24	1989	38	87%	新	不要	不要
群来町ポンプ場	26.18	1989	38	87%	新	不要	不要
歌棄町第1ポンプ場	54.00	1990	38	84%	新	不要	不要
歌棄町第2ポンプ場	21.00	1990	38	84%	新	不要	不要
歌棄飲料水供給事業 浄水場	90.72	1985	38	97%	新	不要	不要
歌棄飲供配水施設	20.00	1984	38	100%	新	不要	不要
沖町簡易水道浄水施設管理室	123.00	1972	38	132%	旧	未実施	不明
沖町流量計室	6.70	1994	38	74%	新	不要	不要
量水器室	2.00	1964	50	116%	旧	未実施	不明
計	1,869.98						

※令和5年3月末現在

【運営管理】

施設名称	管理形態	管理者
簡易水道施設	直営	建設水道課技術係

※令和5年3月末現在

(2) 現況と課題

施設名称	現況と課題
簡易水道施設	・管路の老朽化対応として、総延長8,500mの布設替えを進めてきました。 ・浄水施設及びポンプ場等は、機械設備に老朽化がみられる箇所が出ていますが、計画的に修繕及び更新等を行い、施設の機能を維持しています。 ・沖町簡易水道浄水施設管理室は廃止となったため、現在は稼働していません。

(3) 管理の基本方針

- 公営企業として、健全な経営のための取組を進めていきます。
- 維持管理・修繕・更新等の際には、コスト縮減のため、新技術の採用等を検討します。
- 水道施設は、中長期的な利用停止は難しく、災害時に町民へ与える影響が大きいため、予防保全型管理に努め、管路の耐震化を行うなど、安定した運用を推進します。
- 日常管理については、トータルコストの縮減を目指して点検・診断等を行い、安全確保にも努めます。
- 点検・診断等の履歴は集積・蓄積し、修繕計画の見直しに反映するとともに、維持管理・修繕・更新を含む老朽化対策などに活かします。

4. 下水道施設

(1) 施設の概要

【建物情報】

施設名称	延床面積 (㎡)	建築 年度	耐用 年数	老朽度 (%)	耐震 基準	耐震 診断	耐震化 要否
下水道処理センター 水処理棟	1,411.40	2004	50	36%	新	不要	不要
下水道処理センター 管理棟	278.32	2004	50	36%	新	不要	不要
下水道処理センター 汚泥処理棟	811.50	2004	50	36%	新	不要	不要
浜町ポンプ場	324.40	2004	38	47%	新	不要	不要
計	2,825.62						

※令和5年3月末現在

【運営管理】

施設名称	管理形態	管理者
下水道施設	直営	建設水道課技術係

※令和5年3月末現在

(2) 現況と課題

施設名称	現況と課題
下水道施設	・施設が整備されてから約20年が経過し、機械設備等に修繕が必要なものが出てきていますが、計画的に修繕等の対応を行っており、下水処理の能力に問題はありません。

(3) 管理の基本方針

- 公営企業として、健全な経営のための取組を進めていきます。
- 維持管理・修繕・更新等の際には、コスト削減のため、新技術の採用等を検討します。
- 日常管理については、トータルコストの削減を目指して点検・診断等を行い、安全確保にも努めます。
- 点検・診断等の履歴は集積・蓄積し、修繕計画の見直しに反映するとともに、維持管理・修繕・更新を含む老朽化対策などに活かします。

古平町公共施設等総合管理計画 《令和4年度改訂版》

令和5年3月発行

発行：北海道古平町

編集：古平町役場 総務課

〒046-0192 北海道古平郡古平町大字浜町50番地

TEL 0135-42-2181

FAX 0135-42-3583